

議 事 録

平成 2 3 年第 3 回定例会

[一般質問]

平成 2 3 年 9 月 8 日 (木)

開 議	
議 長	おはようございます。 本日の出席議員は、１５人につき定足数に達しております。 これから、本日の会議を開きます。 （ ９ ： ３ ０ ）
日程第 1	
議 長	日程第 1 一般質問を行います。 質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。 福本秀昭議員
福本議員	おはようございます。福本秀昭でございます。どうかよろしく願いいたします。 本題に入ります前に、２点ほど気づいたことを申し上げさせていただきます。 まずは、３月１１日に発生しました東日本の大震災に、６カ月を経過しようとしております中で、また先日発生しました台風１２号の豪雨によりまして、近畿地方、南紀を含めて３県にわたる大きな被害が出ております。 ５４名の死者、合せて行方不明者が５５名だそうでございます。合せて１０９名の方がお亡くなりになったということで、ご冥福とまたお見舞いを申し上げます。 さらに、１７地区におきましては、４７０人の方が孤立されておるという報道がなされております。 そういうことで、非常に日本列島が、地震並びに台風という大きな被害を受けておるということでございます。本当に残念な状況にあるということでございます。 それともう１点は、これは小さなことでございますけれども、私は農業をしております関係で、もちろん畦畔の草切りを年に６回から７回ぐらい刈っております。その中で、カエルをちょくちょく傷つけるわけです。 それで、カエルは私にとってみたらまさに益虫だという捉え方をしておりますし、そのやはり益虫を私は大事にしていくという、これはお笑いになられるかもしれませんが、そのカエルの命も、人の命も大事ですけれども、カエルの命も私は守っていきたいという思いを持っております。 そういうことで、今後も草切りにおいては、極力注意しながら作業をやっていききたいというふうに思っております。 以上を申し上げ、本題に移らせていただきます。 通告どおり３点ほど、まちづくりについて、教育問題、そして災害と、この３点に分けて質問をさせていただきます。 まずは、総合計画の重要性について、お尋ねしていきたいと思います。 まちづくりを進めていく上で、指針となる総合計画は、極めて大事な問題でございます。町にとっては、この骨子作りにたいへんな作業をやっておられると思いますけれども、地方自治法第２条第４項に、議会の議決をいただきながら、事務的作業を進められるということで、地域においては、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしていかなければならないというふうには、条文でうたっておられます。 そういった中で、筑前町においても４８６万円の、２３年度当初予算が措置なされておるわけです。 町として、総合計画について条例は定められておるものか、また、作成にあたっての情報収集はどういった手段で行われておるのか、この２点について、まずお答えいただきたいと思います。
議 長	企画課長

企画課長	おはようございます。事務的なこととございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。 まず、総合計画の策定について、条例で定めているのかというようなご質問でございますけれども。 これにつきましては、総合計画等策定委員会というのがございまして、町長をはじめ全課長がその委員となるということで、庁内的にはそういった組織をもって、策定に臨んでいるところでございます。 それから、いろいろな情報をどのようにつかんでいるのかということでございますけれども。 いろいろ総合計画につきましては、制度の改正とかですね、社会の動きとか、そういったものをですね、それに反映させるということが重要でございますので、これにつきましては、専門のコンサルに委託をしております、そちらのほうから適宜そういった情報は頂いているところでございます。以上です。
議 長	福本議員
福本議員	他の市町村におかれてはどういった措置がなされておるのか、というようなことだと思いますが。 ホームページの例規集を見ましても、極めて大事な総合計画作成に関する条例が例規集にないわけです。 それで、これは、このことについては、私はきちんとやっぱりうたっておくべきではないかな、というふうな思いがいたしたわけでございます。 なおかつ、総合計画審議会に3名の議員が加わっておられます。口をそろえて言われておるのは、もう時間が足りないと。本当に大事な審議する時間として、もう少し時間をかけてもいいのではないかなというようなことと、さっき課長が若干述べられましたけれども、どういった情報を収集されておるのか、もちろんアンケートと、若しくはワークショップ的なこともやっておられるかもしれませんけれども、その他の手段はどういった形で取られておるのか、お答えいただきたいと思います。
議 長	企画課長
企画課長	私のほうからお答えをさせていただきます。 まず、第1点目の制度の件でございますけれども。 総合計画につきましては、従前はですね、地方自治法によりまして議会の議決が必要であると、そのように定められておりましたけれども、今般の改正によりまして、今年の8月1日からですね、これは任意のことになりました。 いわゆる町の任意によりまして、議会にお諮りするのでもいいでしょうし、そうじゃなくても策定できると。そのように制度は改められたところでございます。 そういったこととございますので、条例制定について、きちんとした条例が必要でないかということについては、まず8月からそういったことが施行された関係でですね、そういった検討をまだいたしておりませんので、今後においては、その必要があれば、そういった検討をさせていただきたいと考えております。 それから、情報の収集の件でございますけれども、先ほど、いわゆる国の制度とかですね、そういったことについてはお答えをさせていただきましたけれども、いわゆる住民の意見とか考えとか、それから各種団体、いろんな団体ですね、そういったこととか、そういったことでないかと思っておりますけれども。 そういったことにつきましては、住民アンケート調査を昨年いたしましたし、今年にあたりましては、各種団体からいろいろと意見聴取をいたしました。 それから、前期基本計画につきまして4カ年が過ぎたわけとございまして、これにつきましてはの点検あるいはこの評価につきまして、担当部署においても、担当部署が

	中心になりましてそれを行いましたし、また、その部署の枠を超えてですね、全職員からいろんな意見をいただいてですね、それをたたき台にしまして、よりですね、点検評価を精査していこうということで、現在、そういった作業を進めているところでございます。以上です。
議 長	福本議員
福本議員	課長からお答えいただきましたんですけども。 議員3名、参加されておる方からですね、やっぱりこういう重要な作成にあたっては、やはりしっかり、議員はもとよりですけども、その他の町民の声をしっかり育むということが大事であろうというふうに思いますし、前期が4年経過したということで、やはり後期の5年に入る場合には、やはりしっかり検証するということは大事だろうというふうに思います。 できたこととできなかったこと、そういったことをきちっとやはりチェックするということは、極めて大事なことだというふうに思います。 ましてや計画書の冊子は、もう立派なものじゃないですか。中を見せていただきましたけれども、厚くてですね、ほんと立派な製本になっておりますけれども。 これは、他の市町村あたりも大体同じような、内容もですね、ある程度似通っておると。総合的な形で捉えておられるという形からですね、大体他の市町村と似通っておるというような中身ではないかなというふうに思います。 それプラス、町長の方針、指針、そういったものが加わってくるだろうと思いますけれども。 できなかったことをですね、実践できなかったことを、やはり後期のほうに活かしていくということだと思いますが、再度ご答弁いただきたいと思います。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 総合計画につきましてはですね、まちづくりを総合的に計画しまして、バランスのとれた内容となっているところでございます。 いわゆる要はこの、一般的な、総括的な計画とも言われているところがあるわけですけども。 そういった中で、こういった計画でございますけれども、町として伸ばす分野、それから現状のままとする分野とかですね、欠けている分野とか、そういったことで、やはり何を今伸ばさなければいけないとかですね、そういったメリハリをつけたですね、そういった計画にしくちやいけないと思います。 全体的にはですね、総合的にバランスのとれた内容となっておりますけれども、そういった計画になりましょうが、実際にですね、これを実行に移すとなりますと、先ほど申し上げましたように、何が今後伸ばしていくのか、何が足りないのか、何を町民が求めているのか、そういった視点に立ってですね、計画はしていかなければならないと、そのように考えているところでございます。
議 長	福本議員
福本議員	併せて、町長にとっては、極めてこれも大事な、まさに町長の考えの1つの心をする大事なものだというふうに思っております。 町長のお考えをお聞きたいと思います。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 地方自治改正の趣旨は何かということでございます。 今まで基本構想を議決事項としておきながら、この地域主権、地方分権の時代に、あえて議決事項から外したという趣旨は、私も学者に尋ねてみましたが、マニ

	フェスト重視のまちづくりが、今後進めていくべきだという考え方も1つだそうでございます。 したがって、マニフェストと既存の総合計画との違いが生ずれば、総合計画を改正すべきだというような考え方に立って、改正がなされたとは伺っております。 総合計画は、まさに1つは、ナショナルミニマム、自治体として最低限やらなければいけないことを、まず計画として計上すべきだということでございまして、この辺はコンサルタントが日本全体の自治体の状況等をですね、よく把握しております。 そういった意味において、本町ではそういったコンサル等を活用するという手法を取っているところでございます。 併せまして、それだけでは地域の個性、地域主権がなり得ないわけございまして、その辺はまさに役場職員、それから皆さんも、住民の方々の力をですね、英知を結集して地域の個性を表現していくということだと思います。 これにはですね、財政の裏付けが本来ならば必要でございます。しかしながら基本計画の段階で積み上げた、なかなか財政計画の裏付けが取れないということもありまして、達成率については、ほぼ100%ということではなくてですね、傾向を重視すると、そういった捉え方が多いと、そのように私も理解しております。 そういった中で、筑前町のまちづくりは、今根幹にありますのは総合計画でございますけれども、併せまして新町建設計画がございまして。これは整合性を取らなくてはならないようになっております。 新町建設計画は、法律に基づいた計画でございます。これを、計画を樹立し、この計画に基づいて執行しないと、合併特例債は充当できないわけでございます。 そういった意味において、さまざまな計画と整合性をとっていく。そのためにはある程度、総合計画は創価的にならざるを得ない、という側面も持っているということを理解しながら策定しているところでございます。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	ただ今、町長がお話いただきましたように、確かに、今までは総合計画を中心に、捉えながらまちづくりを進められておったと。 ところがいわゆる契約、マニフェストによる考えを今後重視するというふうな、意向になりつつあるというふうなお話であったと思います。 そういった中で、そうしますと、総合計画書の、発行されておるものはすばらしい、前段でお話しましたように、すばらしいものでございますし、ダイジェスト版でも、これは事足りるんじゃないかなというふうな思いがします。 もちろん、どこも、いわゆる二重な形で準備、発行されておるわけです。小郡市にとっては概要版ということですね、市民にお配りされておるのは、逆に言うと、簡略化されてですね、分かりやすいというような内容でございます。 そういうことで、費用もかなりかかるというふうに思うわけですが、今後はやはり、ある意味ではスリム化しながら、しかし骨格は失わずに、見失わずにですね、やはりまちづくりを進めていっていただきたいというふうに思うわけでございます。 では、次の質問に移りたいと思います。 町の活性化を図る検討はされているのかということで、若干これは重複するところがあるかもしれませんが。 これも町長がなられてから、強くまたお話しされてきた経緯がございましてけれども、筑前町のやはり資源、環境、そういったものをやはり有効活用していくと。やはり知恵と工夫によって有効活用をしていくということで、社会条件や過去からの、現在に至る地域の変化、系統に、やはりこれまで育てて来られたというふうに思いますし、やはり風土、地域、個性、そういったものをやはり今後、それを素材にした、やはり町の展開が必要だろうというふうに思います。

	これまで新町建設計画でハードの事業がほとんどだっただろうと思いますけれども、今後はやはりソフト事業も捉えながら、私は活性化に向けて進めてもらうということだというふうに思います。 その中で、もちろん目の前にかがし祭りが、開催が控えておりますし、安の里公園も非常に広く活用されておると。ある意味では皆さんから喜ばれておるんじゃないかなというふうな判断に立つわけですし、その他にも大刀洗平和記念館、あるいはファーマーズみなみの里、それに今度新たに加わった駐輪場、まさに町民の皆さん方が目にする、やはり386の目抜き通りでございますし、そういったことが、やはり町の元気に繋がっていくのではないかなというふうに思うわけでございます。 さらに夜須中学校、三輪中学校の校門の前には、全国大会に出場する看板が、両校とも上がっております。 あれを私も通るたびに目にしますし、あれをメモに控えてきておりますけれども、それは今申し上げませんが、そういったことが、町のやはり活性化に繋がるのではないかなというふうに思います。 町長に、この点について、お答えいただきたいと思います。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 地域活性化とは、一言で申せば、私は、住民一人ひとりの心おこしだろうと思っております。 絶えず目標に向かって、進んで行動していくことこそ活性化だろうと、そのように思います。 と同時に、じゃあ筑前町全体で、1つのアイデンティティと申しますか、共有するものがあるんじゃないかと。その中で、共にそのことを求めていけば、地域全体が同じ感動を共有することができるのではないかと。そういったところで、私ども議会の中で、また、合併の中でですね、さまざまに議論して、さまざまな事業計画もなされました。その中で特徴的なのが、やはりオンリーワン事業であったのではなかろうかと思っております。 要するに、平和という1つの思い、そして食を大切にしたいという思い、この2つをシンボリックな拠点を整備することによって地域を売り出していこう、町外の人から認知してもらおうじゃないかと。 筑前町と言えば、ああ、記念館がある町だと、みなみの里がある町だと、そういったことが地域の元気おこしに繋がっていくと、そのように考えます。 併せまして、教育だってですね、しっかりとした地域振興の政策だと考えます。 筑前町は本当に教育がしっかりした町なんだ、福祉がしっかりした町なんだ、その福祉のシンボルとして「何々事業」をやっていると。そういったことを1つ1つですね、課題を克服する努力、そのことが地域活性化だと思います。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	確かに総合計画の中でも基本理念、基本構想、そういったものはしっかりうたっているわけですし、町の活性化についても、確かに町長が言われるように、必ずしも目の前で見せるだけはいけない。やはり一人ひとりの心を、やはり理解するというよりも意識をやはり持ってもらおうということに繋がるような努力を、側面的にしていかなければならないということだろうと思いますけれども。 いろんな情報を聞くと、やはり何と言っても商工会がですね、常にやはり動かれておるようでございます。やはりどこの市町村もですね、やはり商工会が一番に動き出すというお話を承っておるわけですが、 私もこれまでも申し上げてきましたけれども、町長も今、福祉ということが触れ

	られましたけれども、健康増進をですね、やっぱり立ち上げたらどうかと、増進のまちづくりをですね。 健康推進の、各区に、行政区に呼びかけて、支援しながら意識を高めていこうという行動もされておりますので、それはそれなりに高く評価したいと思いますし、やはり町挙げて、シンボリックな形で、宣言のまちづくりをしていくということも大事なことでと思いますし、併せて、これまで私も申し上げてきましたけれども、やっぱり庁舎の前に、毎月垂れ幕をですね、何か、そのうちの啓発、啓蒙関係の懸垂幕をですね、やはり準備しておくということも大事だろうと思いますし、防災無線で流れております8時なり、あの放送の曲もですね、取り換えるとか、何か目覚めと同時に、ああ、今日も1日ががんばろうということに繋がるようなですね、そういう大したことじゃないかもしれませんが、1つ1つ小さなところにもですね、やっぱり気配りを持っておくと。そういうことも大事だろうというふうに思います。 この点は、企画課長は、町長と何かミーティングか何かされておりますか。 活性化につけて特段に、この質問にあたってですね、課長、何か特段に指示を受けられたということはないですか。なければ終わりますけれども。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 町の活性化につきましては、毎月定例的に政策調整会議を開いておりまして、この場でいろんな議論をしております。 議員ご指摘いただいたようなこともですね、議題にも上がることもありますし、今後もそういった町の活性化に向けて、この場で議論をしてみたいと考えております。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	いわゆる町長を柱にしてですね、やはり各課がいろいろ問題を共有して、前向きに取り組んでいただくということも大事なことでと思いますし、その意を、今、課長が述べられたというふうに思っております。今後も企画課もたいへんだろうというふうに思いますけれども、どうか、これは町民の、ある意味では要望だというふうに捉えていただきたいというふうに思っておりまして、次の質問に移ります。 ブロードバンド整備事業の全容について、ということで、これまた課長に、申し訳ございませんけれども、企画課長に、契約状況について、まずお答えいただきたいと思っております。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 契約の状況というのは、加入の状況ということでご理解してよろしいでしょうか。（「はい。」の声あり）
企画課長	現在の加入状況でございます。 今年の8月10日現在でございますけれども、夜須地区の光インターネットまたは光ケーブルテレビへの加入世帯は452世帯、加入率は8.3%でございます。以上です。
議 長	7番 福本秀昭議員
福本議員	確かに、今、課長からご報告がございましたけれども、これは、全体を含めた形での数字だというふうに思います。私もメックに電話なり、そういうものでお尋ねいたしました。 確かに、今の段階ではまだ利用度が非常に低いと、まだ未加入、未対策、そういったことが非常に多いという数字で、ご報告を受けておるわけでございます。 さて、町長にお尋ねいたしますけれども、この広帯域通信網、いわゆるブロードバ

	ンドの日本語でですね、このいわゆる回線に付加価値を付けて情報を提供するというふうなことでございますが、町長は、このブロードバンドには国が緊急措置としてされた補助事業という形で取り組まれ、もちろん総合計画の中にも情報電子関係の整備をやっていくというのがうたってありました。 まずは理念と言っていていいか、その辺は達成しつつあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。考え、そういったものにですね、ある程度町としては、一応ネットワークというのはできておりますけれども、最終的にこういった全容まで終着、ゴールするのか、この点をお答えいただきたいと思います。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 光ファイバーにつきましては、昨日の新聞でしょうか、東峰村の事業紹介がなされておりました。私も東峰村にはたいへん勉強に行きまして、ああいった制度こそ本来の光ファイバーの活用ではないだろうかと、そのように考えているところでございました。 光ファイバーにつきまして、私は、道路、上下水道と同じくインフラとして必要な施設だと、そのように考えます。 私は、まちづくりも最低限攻めの施策が必要でございまして、上下水道、道路、そしてこの光ファイバーというのはですね、必要な施設だと、そういった位置づけを私はしておるところでございます。 若者と言いますか、20代、30代でございましょう。ほとんど役場に電話してくることはございませんでした。ただ、この光ファイバーについてだけはですね、問い合わせが、私も何件か受けております。若者にとっては非常に関心の高い事業でございますし、この事業については、本来民間でやるべき事業だという、私も認識を持っております。民間に積極的な働きかけをいたしましたけれども、会社の都合でですね、筑前町には、特に夜須地域にはですね、光ファイバーを敷設する計画がないということをお知らせしましたので、行政の対応となったわけでございます。 理想的には将来テレビ局をもちましてですね、今の防災無線に代わるような機能が発揮できたらいいなと、いうふうに考えているところでございます。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	確かに町長も言われるように、ケーブルテレビもこの利用の範囲内だというふうに考えておられますし、一応それはまだ時間がかかると。東峰村においては、もう議会活動も放映されておるといふふうに、先だってお聞きしてきました。 昨日研修報告の中に、熊本県の御船町にも、やはりこのブロードバンドの計画が、もう実用化され、ケーブルテレビももう活用されておるといふレベルまで達しておるといふことでございます。 なかなか行政規模が大きくなると、またたいへん難しい面もあるというふうなお話もされておりました。やはり小規模といいますか、集落と、そういった条件も、やっぱりそういうある程度条件が必要でというふうな話をされておりましたので、このいわゆる業者、メックさんとの契約について、もちろん企画と財政課が絡まれていると思います。 年間に9,734千円の施設補修委託費というのが計上してあるわけですし、財政課長には10年を範囲で契約をしておると、何かそういうふうな話を承っておりますけれども、これは確認という意味で、もうもちろん、すでにお話は私たちも聞いておったと思うんですけれども、重複しますけれども、この辺の経緯について、ご説明いただきたいと思います。

議 長	財政課長
財政課長	施設の管理主管課でございます財政課のほうから、今の質問についてお答えをいたします。 ブロードバンド施設全体108キロの光ファイバーがございます。それから、旧福祉センターにサブセンターというのを設けておりますけれども、この施設につきまして、IRUという方式によって契約をしております。 このIRUというのは、通信事業者と10年以上の契約をするということが基本になっておりまして、そのことに基づきまして、IRの契約をしております。これは、賃貸借の契約でございますが。 この賃貸借の裏付けとなるものが施設の保守管理でございまして、賃貸契約と同額が施設の保守管理料と、同額でペイをするというような制度でございます。 他のところについては、これが、制度上賃貸料が少なく保守料が多いとか、そういうところもございますけれども、今回のIR契約については同額ということで、町の持ち出しがないという契約でございまして、そういうことで、平成22年12月1日から平成33年3月31日までの10年4カ月の契約となっております。 基本的に先ほど申されたように、1年の保守管理料については変更がないということで考えておるところでございます。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	取り組みとしては本当にこれから次世代を担う形での、やはり使命があるだろうというふうに思いますし、そういったことで、根気強くですね、この点については取り組んでいただきたいというふうにお約束したいと思います。 期待をしながら、次の質問に移りたいと思います。 教育問題について、子どもたち自ら計画、実行できる体制をとということで、リーダーの育成というふうなことで、お尋ねしたいと思います。 今や戦後ですね、食糧難、敗戦後食糧難、そして子どもたちも耐えながら、やはり大家族で生き抜いてきたというふうな過去の経緯がございます。 そういった中で、ある意味では耐性と言いますか、生き抜く力、兄弟も多く兄弟げんかもしながら、やはり耐える力がついた子どもたちが育ってきたというふうに思います。 ところが、その後復興いたしまして、いろんな意味で満たされる時代に入ってから、もちろん学力もそれなりにレベルアップはしてきたというふうに、私たちも認めるところでございますけれども、果たして子どもたちがそれなりに社会性とか、そういった視点で、本当に自立した形で子どもが行動できるのかと、それはとりもなおさず、教育だけに押し付けてもいかがかと思いますけれども、よく言われてきております家庭、地域の教育力がやはり低下しておるということは、もうまさに事実でございます。 そういった中で、やはり子どもが学力を中心にした、少子化という中でですね、一人っ子という中で、本当に子どもが力のつくということは、おそらくそういう環境は、今の状況としては、逆に言うと厳しい状況にあるというのは言うまでもない。 集団生活とか団体生活、いろんな学校での生活ももちろんです。それから部活関係のいわゆる上下あるいは縦横の繋がりで子どもたちが育っていく分があるだろうというふうに思います。 そういうことで、今後学校教育の指導の立場で、どのように子育て、児童・生徒を教育の柱として、教育施策の中から外れると思いますけれども、この点について、お答えいただきたいと思います。
議 長	教育課長

教育課長	学校教育の場における状況について、というお尋ねでございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。 学校教育におきましては、子どもたちの手によるボランティア活動を通じて、自ら行動し他者に役立つ喜びと自分への自信を育んでおります。 例えば中牟田小学校では、ミャンマーの難民の子どもたちに手作りの絵本や毛布などを届けるピースボランティア活動、また、夜須中学校では、中学生が自分の特技を活かして小学生に水泳指導とか補充学習でアドバイスする活動を自主的に行うようにしております。 また、議員ご質問の中にありましたが、各学校でもですね、縦横というか、縦割り班活動というかですね、1年生から6年生までの縦割り班の活動で仲間づくりとか、そういったものの中で、当然、上級生にはリーダーシップを育てていくというような取り組みを行っております。
議 長	福本議員
福本議員	授業を通してとか言いますと、例えば班学習、班編成をしてですね、やっぱり方法、品を変えて授業を対応すると。 というのは、やはりそれはそれなりに、私は効果があると。やっぱり子どもたちが何と言いますか、助け合うという側面があると思うんですよ。 それで、そればかり、班編成ばかりで1年間通すというわけにはいけないと思いますけれども、やはりそこにメリハリをつけた形でですね、班学習という条件を作ってやるということも大事だろうと思いますし、子ども会という会がないんですよ。確かに過去においては、子ども自身で組織した子ども会というのがあったと思います。 これは、端的に私たちの時代のときもなんですけれども、いろんな地域の行事にはですね、子どもたちが自ら、親の手を借りずにですね、子どもたちが自らいろんな事業を、上級生がいろいろ支持しながら、地域の行事に係わって来たという経緯があるわけです。 数えればいくつもですね、地域の昔の行事ならすべて子どもに係わっておったということで、それも今言いましたように、大人の手を借りずに、押し付けでもなくですね、やっぱり子どもが自然体で地域の行事にとけ込んでおったと。 ところが、やはり大人のいろんな状況の変化、時代の流れと言えどもそれまでもしれませんけれども、そういうことで、子どもに与える影響というのが非常に変わったと。 そういうことで、これは、どこがそういった音頭をとり仕掛けをするのかということでございますし、そういう意味では、本来は家庭、地域からまずは行動しなきゃならないというふうに思いますけれども、学校の現場ででもやっぱりこういった子ども会的な、やはり子どもたちにそういった指導もですね、やっぱり総合授業の中でもいいと思いますし、今はゆとり授業はないと思いますけれどもですね。 そういうことで、今申し上げましたように、これは押し付けではいけないと思います。子どもたちがやはりそういう自立の道に繋がるような手段、手立てをやはりしていくべきだというふうに思いますけれども。 これは、学力とは若干離れますけれども、この点お答えいただきたいと思います。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 まず、子ども会についてお尋ねでございましたが。 子ども会については、筑前町の子どものほとんどは県の子ども会連合会の会員でもありますし、登録をしております、子ども会の保険にも加入し、それぞれの地域で

	濃淡ございますけれども、活動は一応、ないというわけじゃありませんで、あるということ認識しているところでございます。 それから、議員さんおっしゃいますように、現在、大量の情報とか子どもを取り巻く、かくも大人に感化されて、本来子どもが持っている力が発揮されずにいるのではないかというふうに考えております。 実際に文部科学省の調査においては、基本的な生活習慣が身に付いていない、人間関係がうまく築けない、集団活動におけるルールやマナーが守れないなど、課題が顕著に表れており、これらの課題は子ども自身の問題だけではなく、子どもを取り巻く環境も関係していると考えております。 つまり学校だけに子どもの教育を任せたり、あるいは家庭や地域に責任を転嫁してはですね、問題の解決にはならず、子どもの健やかな成長を望むことはできないというふうに考えます。 このため行政はもとより学校、家庭、地域が子どもの教育問題について共通認識を持って、それぞれの役割を明確にして、連携、協力して責任を持っていくことが必要だというふうに考えておるところでございます。
議 長	福本議員
福本議員	社会教育、生涯学習の立場から、今、いろんな取り組みをされながら、その事業を通して子どもに学ばせ、力をつけてもらうという努力をされておるようでございます。 私は、全部の子どもがどうのこうのということじゃなくしてですね、やはりそういった全体的な、やはりそういうことに、やや力が少し不足しておるのではないかなということで、この問題を捉えたわけでございます。 やはり社会に旅立って、力強いやはり足腰の強い子どもになってほしいということで、それにはやっぱり社会性のおり、滲んだ内容の指導ということでですね、必要だということで、当然、学力がもちろん大事だということは言うまでもございません。今後ともご指導のほどをよろしくお願い申し上げたいと思います。 次に、最後でございますけれども、災害について。 今年の梅雨時の災害は、幸い降水、豪雨時間が短かったというようなことで、災害発生数も少なかったと思いますし、この建設課で集計をいただいたわけでございます。 この災害については、もちろん建設課のお答えもお聞きしたかったんですけども、建設課はもうご案内のように、発生してからの対応ということに主眼を置いておられるということで、環境防災課のほうでお答えしていただくということでお話ししておりました。 まずは、環境防災課で、この発生数が少なかったと言いながらも、やはり本当に今回、日本列島を襲った津波あるいは豪雨災害、そういったことを1つの教訓として筑前町もこの問題でしっかりした身構え、そういうものが当然必要だろうと思いますし、それにはそれなりの、町としての体制、そういうものを持ってあるわけでございますし、その点をまずお答えいただきたいと思います。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 災害につきまして、よく聞きますのは「備えあれば憂いなし」という言葉は、よく災害について耳にするところでございます。 しかしながら本来は、その前段がございましてですね、「安きにありて危うきを思う。思えばすなわち備えあり」、そしてその次に「備えあれば憂いなし」というふうなことで続くわけでございます。

	幸いにして今年は、梅雨時の災害は比較的軽微なものということで少なく済みました。しかしながら、冒頭、町長のほうからごあいさつにありましたように、台風のシーズンはまだまだこれからでございます。明日かもしれないし、来週かもしれないし、今度また台風ができておりますので、それがどうなるかという、もう心配ばかりせないかん時期はまだ続くわけでございます。 しかしながら災害のない、何も起こってない今だからこそ、そのときのことを考えるかどうかというのが非常に重要なポイントだと思っております。 思えば備えることができる。そして備えれば憂いがなくなるというふうなことでの安全・安心という流れになるわけでございます。大事なのは「安きにありて危うきを思う」ということでございます。 現実的な動きとしましては、行政も頑張りますと。しかしながら、住民の皆さんも危機意識を共有していただいて、自分たちでもたち向かっていくような、自分たちでも何とかしようとするところにぜひ役立てていただきたい、そのご支援をさせていただきたい、そういうのが、今回制度として立ち上げました自主防災組織育成強化事業でございます。 県の補助金をいただいてですね、情報伝達それから避難誘導に役立つ敷材を、無償で町のほうで準備して提供できますよということで、これを機に、ぜひ手を挙げてくださいということで、今月の6日、一昨日の区長会でお願いしたところでございます。 一歩前に出てくださいというふうなことでございます。一緒に自助、共助のスタートを切りましょうというところでございます。 ですから、生命、身体を守るというのが一番の減災の目的だと思っております。 ですから、まずは自助、共助による避難、行動を的確に行うということ、さらには災害時に支援が必要な災害時要援護者の方をどう支援して、地域全体として安全に避難するかというふうなところまで高めていただきたい。 そのために、今年はとりあえず自主防災組織を立ち上げましょうというのが、今年1年間の、もうあと半年になりましたけれども、お願いするところでございます。 今こそ自助、共助、そして私たちの公助というのが、総合的に総動員しました減災の取り組みというのを今進めないかんということで思っております。 議員の皆様におかれましてもご理解、ご協力、そしてまた強力なバックアップということで、ご支援いただきますようよろしくお願いいたします。
議 長	福本議員
福本議員	時間も迫りましたので、最後の質問に移らせていただきます。 これまで避難場所、避難所、そういった説明は十分聞いて来たわけですが、避難勧告という強制的な指示を出さなければならないときも、準備しておくということも大事だろうというふうに思いますし、避難勧告についてのお話と、東日本震災において非常食を送られたと思いますが、その後、非常食は補充されたのかどうか、この点、最後の質問でお答えいただきたいと思います。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	東日本大震災のおりに、いち早く筑前町としましても、備蓄しております食料等々送らせていただいております。6月の補正予算におきまして、その備蓄部分の補充という形で予算をいただきました。 ちょっとその後ですね、細かいところの備蓄計画、それから、あとは町として購入するものと、それから業者との連携によって補充していただくバランス、諸々をまだちょっと今最後の詰めをしておる段階でございます。 ですから、もうすぐに発注というふうなことまでは、一歩手前まで行っておるわけですが、近々備蓄の部分の補充ということで行う予定でございます。以上でこ

	ざいます。 (「勧告は。」の声あり)
議 長	環境防災課長
環境防災課長	どうも失礼しました。 勧告等の発令基準につきまして、でございます。 今回も避難勧告が出ていないとか避難指示が出ていないとか諸々ですね、台風12号の件では出ております。確かに難しい判断であろうかと思えます。 あくまで基準ということで、例えば避難勧告、避難指示というふうなことで、氾濫危険水位に達するかどうかとか諸々の一応の基準はございます。 しかし、最終的にその基準を参考にして、今後の気象予測や河川の巡視、それから住民からの被害状況の通報などなどを総合的に勘案しまして、本部長であります町長決断で、「よし、出そう」という段階になるかと思われます。 問題なのは出すべきかどうかという部分、それから出すのであれば、まずは避難準備情報から先に出して、その次に勧告を出して、その次に指示を出すか、それとももう即、危険が迫っておるから指示で行くかというふうなところもあるわけでございます。もうほんとこれはケースバイケースでございまして、一律ものさしで計ったように出せるものではございません。 しかしながら、出しておいて空振りであったら、それはもう良かったねというふうなところが大事かと思えますので、勇気をもってその辺の決断につきましてはいろいろな情報提供、主管課としては本部長、町長のほうに情報提供をしていきたいと思っております。以上でございます。
議 長	福本議員
福本議員	最後のお答えいただきました。 確かにですね、いつ災害が発生するか分からない。そうしますと、勧告の発令も、その受け皿ということについては、ある程度マニュアルを準備しておく。 勧告でぶれたり、勧告するかとか、そういうのはまた状況判断になると思うんですけども、やはり体制としては、受け皿はきちっと整えておくということが必要ではないかなということで、よろしく願いいたしまして、私の質問を終わります。
議 長	これにて、福本秀昭議員の一般質問を終了します。
休 憩	
議 長	ここで、休憩をいたします。 10時40分から再開いたします。 (10:30)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (10:40)
議 長	久保大六議員
久保議員	おはようございます。 今回の質問は、前回と同じように2番目の質問となりました。よろしくお願い申し上げます。 先日から台風12号、わが筑前町といたしましては多少の雨風はあったものの、大きな被害もなくほっとしておるところではございます。 しかしながら直撃を受けました四国、紀伊半島地区などでは、72時間の雨量が各地で観測史上最大、1000ミリから1800ミリ、この1800ミリというのは私の身長よりも高いわけでございます。 そのような豪雨に見舞われまして、山崩れや堤防決壊、それによる氾濫、床下、床

	上浸水が至るところで発生をし、そういう状況の中で、死者、行方不明者合わせて、先ほどは福本議員１０８名と言われました。私、昨日の新聞では１０４名、そのように日々変わっておるわけでございます。まだまだ被災された方々の人数が増えていく可能性もあるんじゃないかなと危惧をしておるところでございます。 そういう犠牲者の中に、和歌山県那智勝浦町、ここの町長の奥様と娘さんが増水した川を見に行き、その川の水に流されたと。娘さんは遺体で発見、奥さまは未だ行方不明という、こういう悲惨なことが発生しております。 ３月１１日の東日本の大震災に続いての未曾有の被害、災害でございます。日本国そのものの存続に危機感、経済だけでなくですね、自然災害に対する危機感を感じているところでございます。被害に遭われた方々に心よりのお見舞いとご冥福を申し上げる次第でございます。 今回はですね、運よく筑前町、九州地方は被害を免れたわけでございますが、いつもそうとは限るわけではございません。今回の台風１２号も進路がもうちょっと西側に寄っていれば、近畿地方と同じような風水害による被害、これが発生したことが十分考えられます。 先ほど環境課長も言われましたけれども、被害を最小限に食い止めるためには、日頃よりの自己防衛、これが一番でございます。 しかしながら行政として、住民の大切な人命そして財産を守るため、あらゆる災害を想定した危機意識の徹底、そして防災意識の啓発に努めていかなければならない、そのように思っております。 まだまだ台風の季節でございます。防災対策をしっかりとお願いをいたしまして、私の質問に入らせていただきます。 まず、質問事項１、安全と安心についてのその１でございます。 いすや楓ホール前の危険な交差点について、お聞きいたします。 この交差点周辺は東小田小学校の通学路であり、西部分署方面から５０名以上、下高場方向から３０名程度の児童が毎日登下校をしております。以前よりこの周辺は交通事故が多く、歩道の整備や横断歩道の設置など要望がなされておりました。 近年それもやっと整備されてはおりますが、しかしながらこの交差点は、道路整備がなされた後、それぞれの道路幅が広がった関係で、優先道路の勘違い、だけではないとは思いますが、よく交通事故が多発をしております。 先日、知人の奥様の葬儀のため楓ホールに向かっておりました。そうしましたら、今回問題提起をしております交差点で、中型トラックと乗用車が大きな事故を起こしておりました。乗用車は全部が大破、トラックは田んぼの中に突っ込んでおりました。それも前部だけでなく車そのものが中央まで入っておりました。 幸い死亡事故にまでは至らなかったようでございますが、この事故が登下校時であったらと思いますと、子どもが被害に及んでいたんじゃないかなと、そのようなことを思うとですね、やっぱりゾッとしたところでございます。 担当課長にお聞き申し上げます。 この危険な安野の交差点、ここをご存じでしょうか。また、信号機の設置の要望等は出されているのか、答弁をお願いいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 はい。楓ホール付近の交差点、歩道から、それから横断歩道を渡って、また歩道に行っていくことでの、東小田小学校の通学路の途中の交差点でございます。 それからもう１点、要望書が出ているかというご質問につきましては、現在のところ信号機設置ということでの要望書は出ておりません。以上です。

議 長	久保議員
久保議員	先日通学路点検ということで資料が届いておりました。その中にですね、やはり楓ホルの前の通学路の危険道が出されておりました。信号機の設置等の要望は入ってなかった。これは事実を確認しております。 町長にお聞き申し上げます。 この楓ホル前の交差点、これはいつもですね、学校があるときには80名以上の児童が通る通学路であります。通勤時間帯などではですね、信号機がない関係で、バイパスとして車が数多く通過しております。またスピードがえらい出ております。たいへん危険でございます。 横断歩道が設置されてもですね、車が気が付かなければ、そのまま子どもをはねてしまう、このような大きな事故もあるわけでございます。 今でもですね、車同士の事故、ちょっと前ですけど、子どもがランドセルを引っかけられてはねられたと。幸い落ちたところが地面が柔らかかったということで、大きなケガにはなっておらないわけでございます。 しかし、交通指導員の方からも強いご指摘を受けております。あそこはいつか何か起こるぞ、何か対応せんといかんぞということでですね、やはり危険であれば、そういう子どもたちや住民の尊い命に関する犠牲が発生する前にですね、これは、信号機の設置、これを要望がなくてもですね、やはり危険度を認知して設置要望をしていかなければならないんじゃないか。尊い犠牲があってからやるのはですね、これはもう遅いんです。 その辺どのように考えてあるのか、見解を町長お願いします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 信号機の要望は非常に多いわけでございます。その箇所も、確かに私も危険な1カ所だと認識いたします。と同時に、そこには交通安全指導もいくらかなされているところもございます。 他にも、私のほうにも、あそこは、あそこはということで何カ所もお聞きするわけでございます。 筑前町は確かに、交通事故も多い町である不名誉な報告もなされております。 そういったことからしてですね、信号が必要なところには付けなければいけない、付けなければいけないというか、要望していかなければならないと考えているところでございます。 地域の方々の意見も聞きながらですね、対応していきたいと考えているところでございます。以上でございます。
議 長	久保議員
久保議員	確かにですね、この後も質問いたしますけれども、至るところで地域住民からの信号機の要望が出されているところがあると思います。 これはあくまでも設置をする場合には、警察が危険度の判断によって順位が決められる。このようにも聞いておりますし、実際体験をしたところでもあります。 しかし、要望は要望で出してください。請願は請願で出してください。順番はどうなるか分かりません。出さないと信号機は付きません。 そして、その信号機が付く前にですね、事故が起こらないように、横断歩道ではなく通学路というカラーペイント、いろいろあります。道路にですね、大きな緑色とか黄色で三角とかいろいろ書いたりして、危険だよということを教える、知らせる、そういうふうな方法がございます。 ぜひ、要望、請願はまず出してください。そして、その前にですね、それが時間が

	かかるのであれば、その前に事故が起こらないような対応、処置、そのような通学路でありますよというようなカラーペイント、この工夫をしていただきたい、要望していただきたい、このようにお願い申し上げます。 いつもですけど、物事が起こってからでは遅いということを申し上げておきます。 それでは、次に質問を変えます。 次は、中牟田村の３８６号の信号機について、質問をいたします。 今現在この危険な中牟田村交差点に対しまして、信号機の設置、期成会ではございませんけど、中牟田校区の区長さんたちをはじめ地元関係者の方々、何年もかけて要望、請願をなされておりました。 今現在の柏木朝倉警察署長もですね、署でお会いしたんですけど、早期設置の約束、努力約束をしていただきました。交通課のほうも直接呼ばれて、年度内には計画、２４年度には設置という内約束みたいなものをしていただきました。 担当課長にお聞き申し上げます。 これは、３月議会のおりに河内議員からの質問にもありました。私がまた再度中牟田村交差点の信号機設置の進捗状況、これについてお聞きしたいと思います。ご説明をよろしくお願いします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 昨日も朝倉警察署の方とお話をしておるわけでございます。日々実現に向けて連携をとりながら取り組んでいるというふうなところでございます。 しかしながら、まだ現段階では県の公安委員会のほうが、設置するかどうかというふうなことについては、まだ全くの未定ということで、そのための今、条件設定の打ち合わせなり、協議なりというのを進めているという段階でございます。以上でございます。
議 長	久保議員
久保議員	大体前と同じような答弁でございます。 なんで今回、再度質問したかと申しますと、聞くところによれば、今現在、交差点周辺の地権者の方々の承諾、理解がまだ全部取れてない、このように聞いております。 説得がうまくいかないですね、これは行政もそうであります。警察もそうです。区長から要望が出ておってもですね、地権者との問題が、トラブルが発生すれば、白紙撤回になります。こういう危険は十分あるんでございます。 町長にお聞きします。 この中牟田村の交差点、ここは交通量が多いんですよ。道幅も広がっております。仮にお寺側から来て、諸岡青果のほうに渡る場合、右を見て車が止まった。左を見たら車が来ている。左から車が止まったから、右見たらまだ車が来ている。このような状態がかなり多くあります。なかなか年寄りの方とか子どもたちが渡れない。以前からの信号がございすけど、道幅も改良されて、あそこが最良の信号機の場所じゃないだろうか、あれをやめてこっちに移すというふうな話になっております。たいへん危険でございます。 あともう一押しなんですよ。まずは地権者の了解が優先でございます。そのためには地元の関係者の努力と別にですね、これは行政としてもぜひ地権者の説得に努力していただきたい、係わっていただきたいと思います。 いろいろ行政としては問題もありましようけど、行政のお力も大事だと思いますが、町長、見解をお聞かせください。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。

	町といたしましては、国道３８６号沿いの歩道等については、全線整備の要望を基本的に土木事務所等々に要望しているところでございます。 その中でも特に優先的に、森薬局の前の橋梁がございまして。あの分についても極めて危険だという地元の要望がございました。しかし、かなりの事業費がかかります。そのことを今優先的に取り組んでいるところでもございます。 歩道につきましては、できるところから取り組んでいこうというのが、土木事務所の方針でもございます。 そのできるところというのは、やはり用地買収等が可能な所がどうしても優先せざるを得ないというような状況で、歩道整備が線にならずに点々と繋がらずに整備がなされている状況でございまして。 今申されました信号機の設置については、既存の信号があるわけでもございまして、そちらのほうの利害関係等々はですね、やはり地元で十分に熟した協議をなしていただいて、町なり警察署なりに要望していかないと、先ほど言われましたような白紙撤回になることも十分考えるわけでもございます。 そういったこともありまして、やはりこういったところは地元力だろうと基本的に思っております。そういった地元力を大いに発揮していただいて、共々町として頑張っていくということになろうかと思っておりますので、まずは地元のほうでコンセンサスを取得いただきたいと、そのように考えているところでございます。以上でございます。
議 長	久保議員
久保議員	もう町長が言われましたようにですね、やっぱり地元での説得とか協力の姿勢が一番大事でございまして。 それもですね、何回も何回も重ねて、重ねて相談に行っておられます。そういう中でも万が一得られない場合には、そういうときにはやっぱり行政はですね、知らんふりはできませんと思います。 確かに地域の努力は大事です。しかしながら、地域の努力が及びないときには行政も側面からですね、支援と申しますか力添えをしていただきたい。 ぜひ、住民が待ち望んでおります。安全のためでございます。どうか、そういうときにですね、地域から相談があれば、ぜひ行政のほうも力を貸していただきたい。そのようによろしくお願い申し上げます。 質問を変えます。 質問事項２の経費削減について、質問を申し上げます。 今、議会におきましては、議会活性化を目的とした議会活性化審議会を設立し、議員の資質向上と経費削減等の条例作りに日々努力、研究を重ねておるところでございます。 今の議題といたしましては、開かれた議会を目指した各地区における議会報告会の開催や経費削減等を盛り込んだ議員の諸手当の廃止及び議員定数の削減など、議員自身、身を削る思いで取り組んでおります。 そのような中、先日執行部のほうから、大刀洗平和記念館の運営状況の説明がありました。わずか２年目にして、２３年度累積赤字が２千万ぐらい出そうだと、このような報告でございました。 建設予定のときの採算ペース、これはもう１０万人も入れれば十分だというふうな計算でございました。１年目は１６万人ぐらいでしたかね。今年は１１万から１２万人、はるかに採算ペースを超えておるわけでもございます。 しかしながら、なんで早々２年目にして年間２千万の累積赤字になるのか、とても信じられないわけでもございます。 今後として来館者がですね、よほど努力をしない限りはですね、さらに減る可能性もございまして。そうすれば累積赤字はもっと大きくなります。これは、平和事業とか

	ですね、そういう言葉じゃなくて、さらなる税金の投入になるわけでございます。 今後として、住民の方々の非難、罵声、これが予想されます。そうなれば思い切った経費削減や事業見直し、これをせざるを得なくなっていくわけでございます。 そういうことで、そのことに関連いたしまして、今回、公共施設の人件費ということで質問いたします。 近年国会では、事業見直しとして一般的に言われております天下り先、これに厳しいチェックがなされております。今までは施設をつくれば、何とか法人をつくれば、そこに退職者の天下り先として館長や施設長、これを置いております。 その給料は高額なんですよ。退職されて退職金を貰った方が、またさらに行って高額な給料を貰っている。これは本当の税金の無駄遣い。これが、今、事業見直しでしっかり検証されております。これは血税の投入なんですよ。 担当課長にお聞きを申し上げます。 筑前町としての施設の館長や施設長、これの報酬が分かれば、ご説明をお願いします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 企画課所管の施設について、月額報酬につきまして、お答えいたします。 平和記念館の館長は月額24万円でございます。それから、女性センターの館長が月額186,300円でございます。少年大使館がございすけれども、ここにつきましては、館長は置いておりません。同館の管理監督、責任者は私、企画課長でございます。以上です。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 生涯学習課で所管しております公民館ですけれども、公民館長の報酬は186,300円で、女性センターの館長と同額でございます。
議 長	久保議員
久保議員	今、月額が言われました。 私、ちょっと調査した資料がございすので申し上げます。 今のは月額でございすけど、年額ですね。大刀洗平和記念館館長、一般非常勤務職員、年間300万、女性センター館長、これも一般非常勤ですね、250万、公民館館長、これも一般非常勤、250万、図書館長はですね、これは職員になっておりますけど、760万、少年大使館、これは、館長は置かれてないと言われておりますが、助成金が行っております。その中から管理者に対して報酬が支払われていると思いますけど、その少年大使館の責任者の方の報酬、分かれば教えてください。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 先ほど申し上げましたとおり、少年大使館の管理責任者は私、企画課長でございます。あそこにおりますのは、あの館のですね、管理をしていただいているということでございまして、実質的な館の責任者、これは南部地区コミュニティ運営協議会の事務局長でございます。その者の人件費ということでございすけれども、実質少年大使館の管理に要している人件費になりましようか、事務局長が年間120万ぐらいの報酬でございまして、このうちの少年大使館の管理に要している割合、これが約3割ということでございす。120万の約3割がこの管理に要している経費ということでございす。以上です。
議 長	久保議員
久保議員	少年大使館はですね、設立のときの話では、管理は自治区でやっていくと、行政は

	ノータッチだという話もあっておりました。報酬的にはあまり大きなものじゃないかもしれませんが、そういうふうにつくれば管理者やいろんな人件費が発生していくわけでございます。 施設長など、運営上必要なポジションかもしれません。いろんな会議のときにあいさつをする。いろんな会議のときに出向かなければいけない、そういうポジションにあるかもしれませんが、今後の財政を考えるとですね、経費削減を目的とした報酬のカット、これが私は必要じゃないかと思います。 町長にお聞き申し上げます。 今すぐとは申しません。今後の課題としてですね、施設の一般管理費の削減、これはもとよりですけど、今質問しております館長や施設長のポストの報酬の見直し、このポストは担当課が兼任する。今の少年大使館ではありませんけど、兼任する。 もし必要であれば一般からの公募、充て職を作るなら公募で募集しようと。報酬のほうはボランティアとしての低賃金に抑える。これを理解してもらっての公募、これが町の健全運営を目指す。住民の方々のご理解をいただくための大事な施策ではなからうかと思っております。 今、人件費の削減の見直し、これが最も重要な案件だと、私は思っておりますけど、町長の見解をお聞かせください。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 人件費の削減、必要な削減は実行しなければならないと考えております。 合併の目的もですね、1つは大いなる経費の節減でございました。人件費も削減しております。と同時に合併の目的は、専門性を高めるということでもございました。人件費だけ削減することによって町が豊かになれば、それで結構だと思います。 しかし、まちづくりの目的は、経費の削減を必要としながらも、より豊かな町をつくっていく。そのために経費の配分を変えるというのも、私は合併の1つの目的だろうと認識しているところでございます。 したがって、職員等の人件費は確かに削減しておりますけれども、その分削減した人件費をですね、高齢社会のために充用させていただいておりますし、教育のために充当させていただいているところでもございます。 先ほど申されましたそれぞれの館等の運営についてはですね、今後のまちづくりについて必要な組織でございます。建物でもございます。その中には当然、責任者がしかなければならぬと、そのように思います。 ただ、今言われましたように、いろんな角度からその立場の人を館に任命することはできると、そのようにも考えます。そういったことも十分踏まえながら、今後検討していきたいと思っております。 それから、記念館についてのご意見もございましたけれども、当初と申しますか、私が就任させていただいて、いつも申し上げておりましたけれども、3年間は様子を見るんだと。3年目をベースにして組み立てて行くんだ、という考えも変わっておりません。 そのことも踏まえながら、今後の運営等については検討、そして改善すべきは改善していきたいと、そのように考えます。以上でございます。
議 長	久保議員
久保議員	確かに行政の活性化のためには、いろんな担当課をそれぞれの職員が回っておった、今までですね。しかしながら、専門職と言いますか、専門を作れば効率が上がる。これはもう事実でございます。私も大賛成でございます。 それとですね、平和記念館、今、町長、3年間のベースでと言われました。私も、

	それは大いに結構だと思っております。 しかしながら、1年目のピークで、ご祝儀で見えた16万人強の中で、慌てて増やした人員ですね、職員。2年目になって減った。 こういうときには、早急なる対応をして、私はいかなければならないんじゃないかと。16万人に対して10人、11万人やったら2人減らそうとかね。そういうのをそのまま引きずりこむと累積赤字が大きくなります。状況判断によって、職員の数も減らしていくべきだと思います。 人件費等ですね、これは大いなる今後の課題として、ぜひ前向きに検討していただきますようお願いいたします。 それでは、次のど〜んとかがし祭りのテント設置について、質問いたします。 ど〜んとかがし祭りは、今、総事業費約900万にも及ぶまちおこしのための一大イベントでございます。これはもう町挙げて応援をしていかなければならない、私自身そう思っております。 しかし、厳しい財政の中、今年もありがたく通過させていただきましたけど、東日本の大震災の後であって、これが通過するのかなと、私自身ちょっと心配をしておりましたが、皆様のご理解の中に今回かがし祭りが開催されるわけでございます。ぜひ、大成功をしていかなければならないと思っております。 しかしながら、予算ができたからと、その予算をまるまる使うのではなくて、経費としてはできるだけ削減できることは大いに削減努力、これをしていかなければならない、そういうことを常に頭の中に入れていくことも大切ではないかと思っております。 以前、ど〜んとかがし祭りで収支決算書を見せていただきました。そのときに感じたことでございますけど、舞台やテント、これにかなりの設営費がかかっております。なにかですね、このテント設営に削減の方法はないのかなと、私自身考えて来たわけでございます。 そこで、担当課長にお聞きを申し上げます。 このかがし祭りにおけるテント設営、いろんなテントがございますけど、収支が分かればご説明をお願いします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 その前に訂正をさせていただきます。 先ほど少年大使館の事務局長の年間報酬を120万円と申し上げましたけれども、これは約1,102千円でございます。訂正をさせていただきます。 それではご質問の、ど〜んとかがし祭りのテント関係でございますけれども、昨年度の実績でございます。 テントの数がですね、6坪用、これが56張り、3坪用が10張り、合計56張りを設置をいたしております。これに要した経費、これが約53万円でございます。 以上でございます。
議 長	8番 久保大六議員
久保議員	私がですね、今回、質問を出した理由はですね、意図はですね、今、各自治区にテントは1つか2つ備品として持っておられます。これは、各学校での運動会や自治区でのイベントに大いに活用されておるわけでございます。 1つの方法として、自治区で持ってあるテントの貸し出し、これをお願いをですね、町民挙げてのイベントとしての盛り上がり、そして経費削減、これに繋がればいいんじゃないかなと、そのようなことを感じておるわけでございます。 今のは5坪、3坪のテントでございました。私が大きく数字を見たのが、ステージ

	上の大きなテント、あとはソーラン踊りのときのステージとかがかなり40万とか50万、そういうふうな数字でございました。 そういうこともありまして、少しでも経費削減ということであれば、町民参画、住民参画の意味の中でも、このテント設営が、借用ができれば相談されたらどうかと、この辺を考えておりますが、答弁をお願いします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 このど〜んとかがし祭りの事務局の立場でございますので、その立場でお答えをさせていただきます。 確かにですね、住民総参加という、そういった基本理念の下にこの祭りをやっておりますし、今、議員指摘のようなですね、各行政区で所有されているテントを活用するというのは、これはですね、そういった視点というのも大事なものだと思っております。 しかしながら現実的に、それを先ほど申し上げました数を設置するとなりますと、いろいろございましてですね、まずはいわゆる日程通りに設置をしてもらえるのかと、いろいろあるわけですね。気象条件もございます。雨が降る、風が吹く、その場合のこともございますし、また立てた後の、それも同じようなことがあるわけございまして、それとかですね、いわゆるテントの企画、祭りでありますから、いろいろ揃えなくちゃいけないというようなところもございます。 そういった総合的な見地から考えますと、今のようやり方が最も適当であると、そのように考えているところでございます。以上です。
議 長	久保議員
久保議員	確かに第三者の物を借りるということになれば、設営、撤去、そして安全性の問題、統一性の問題、いろいろあるかと思います。 しかしながらですね、これはいろんなアイデア、アイデアを持ってですね、経費削減に努めていかなければならない、この一大イベントのかがし祭り、これを継続していくためにはですね、経費削減の見直し、これを常に考えていかなければですね、財政が厳しくなればなるほど大きなイベント、経費は削減されていきます。削減されてからでは遅いんです。 だから削減される前に経費削減の努力を考えていかなければならない。今のは、私は1つのアイデアでございます。 しかしながら、共同参画、共同事業としてですね、町民を巻き込んだいろんなアイデアを考えていただきたい、そのようにお願い申し上げます。 それでは質問を変えます。 最後の町の活性について、質問いたします。 まず、福祉バスの利用状況について、お聞きを申し上げます。 今現在、公共交通の活性を目的とした新しい福祉バスの運営が試行的になされております。 担当課長にお聞き申し上げます。 現在の利用状況について、お聞かせください。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 現在の利用状況は、従前の約1.3倍でございます。約1日63名程度の利用となっております。以上です。
議 長	久保議員
久保議員	今回の補正でですね、公共交通活性化対策事業として203万の補正が出されてお

	ります。 運営状況は今言われましたように、約3倍の巡回、運行、そしてさらには路線の拡大、さらには利用者に対してですね、オープン的な制限見直し、この拡大した試行運転が今開始されております。 利用状況は1.3倍、1日63名という説明がありましたけど、今一かなという感じはしております。費用対効果を考えますと、これはちょっと足りないのかな。 しかしながらですね、これは将来のため試行運転を続けていかなければならない。 まず、担当課長にお聞きします。 今現在、利用者が若干増えておりますけど、なかなか伸びない、その辺の理由、判断をですね、分かる範囲で結構でございます。説明をお願いします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 確かに3倍の運行ボリュームの割にはですね、ご指摘のように利用者が少ないところがございますけれども、まだまだ始めまして2カ月でございます。今後におきましてはですね、私どもは高齢者を中心に、この福祉バスを利用される方は増加すると。また、そういった状況が出て来ると思っております。 したがって、さらに利用しやすいように運行内容の改善等をしなくちゃいけないと思っております。いろいろですね、ルートの見直しもその1つでしょうし、いわゆる所要時間の関係もございますし、いろいろな改善すべき点はあることでございまして、先ほど申しましたようなことがですね、そういったことが、所要時間が1時間かかるということもあります。それとかルート、自分の、なかなか身近なところまでルートが来てないというようなこと、そういった諸々のことがですね、この人数にもなっていると思いますし、改善できる面はですね、今のやり方、今のルートとかバス停とか、今の車両の中でできる面はですね、即改善できるところはやっているわけでございます。 それ以外のことはですね、概ね1年間の試行をするようにしておりますので、これを状況をよく検証しまして、どのようなやり方がいいのか、そういったことを次の段階に活かしていきたいと。まだまだ試行運転中だということでございます。何もこれをですね、さらに増やしていくということを現在思っているわけではございませんで、あくまでも試行運転中で、十分にこの検証をしていこうということでございます。以上です。
議 長	久保議員
久保議員	まだ始められて2カ月ということで、数字はまだはっきり出ておりません。しっかりですね、試行錯誤されてですね、順路、バス停の場所などを研究させていただきたい。 今ですね、仮設かもしれませんが、今後としてはバス停、分かりやすいバス停、そして時刻表、今、ちっちゃなですね、あれA3ですかね、こんなくらいじゃちょっと分りません。もうちょっとはっきりしたバス停、そして順路を書いた紙、そういうパネルをバス停にはって、それぞれの利用者が確認できるようなことをしていけば、また、さらなる利用者が増えていくんじゃないかな。 今後のこととして考えてあると思いますけど、今後また増えていく高齢者、交通弱者のために努力していただきたい。よろしく願いをしておきます。 次は、西鉄筑紫駅とJR原田駅へのバスの路線化について、質問をいたします。 私といたしましては合併前からですね、今後の町の活性は、企業誘致それと西鉄筑紫駅へのバスの路線化、これによる県道西小田・久光線での住宅地開発、これが必須条件である。何回も何回も議会で訴えてまいった次第でございます。考えは未だに変

	わっておりません。 景気低迷の中ではありますが、企業誘致のほうは執行部のご尽力のおかげで、微動ながらと言いますか、前向きに進んでおります。 しかし、交通アクセスのほうはですね、いろんな条件もありましようけど、手つかずのままということでございます。 私の知っている限りではですね、もう30年以上前から丸町、東小田、福島、安野、下高場、まだ合併前でございますので、上高場の方々の声はちょっと薄ございますけど、そこらの住民の方々が、近々西鉄筑紫駅へのバスが路線化されるという話をされましたし、たいへん期待をされておりました。 これは、西鉄不動産の方がですね、希望的観測で言われたことかなと、私は、今、会社名を出して申し訳ないと思います。 住宅関係の方がですね、そういう希望的観測で住宅地を開発されたという経緯があると思います。 そういう中で、近年西鉄駅とJR原田駅は駅前開発が完了いたし、寄り付きのいい駅となっております。筑紫駅も両面で昇降できるようになっております。今こそ筑紫駅、原田駅へのバスの路線化、これを目指すときではないかと思ひます。 担当課長にお聞きします。 町としての取り組みや考えがですね、このバスの路線化、あったら答弁をお願いします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 本町から西鉄天神大牟田線筑紫駅までの路線バスにつきましては、すでに西鉄バスのほうに路線開設をするように申し入れをいたしております。 要はこの収支の赤字をですね、国などの補てんをしてもらえるかどうか、これが焦点でございます。 国の助成制度がですね、今年度から大きく変わっております。その関係でまだ見えない部分がございます、そのところを目下調査をしている状況でございます。以上です。
議 長	久保議員
久保議員	今、お話しております筑紫駅ですね、まず、距離からしてみてもですね、筑前町から朝倉街道がありますね。急行が止まる朝倉街道、筑紫駅があります。距離は街道までの5分の1ですね、約。地図を見ますと、朝日の境界線の、点なんですね、もうすぐ横なんです。もう線を引くだけの距離はありません。 朝日から歩いて5分で駅まで行けます。これはもうレールを引かなくても、筑前町に鉄道の駅がある、このようなすごいメリットがあるわけでございます。 朝倉街道の手前ということで、渋滞にも巻き込まれず、そして通勤時間も短い、そして座席もですね、手前であるということで空いていることが多ございます。座れるわけでございます。 これはもう本当に町の活性、さらにはですね、それによって宅地開発、これに大いに利用すべきです。 これは、町長にお聞き申し上げます。 この西鉄筑紫駅、JR原田駅、これの路線化、これはいろんな問題があると思ひます。運行するには赤字経営ではいけない、いろんな交通会社の路線の問題とかあるかとは思ひますけど、これはあきらめずにですね、筑前町としては取り組む課題だと、私は思っております。見解をお聞かせください。
議 長	町長

町 長	お答えいたします。 確かに原田駅、筑紫駅はですね、距離からしまして街道よりも近い、甘木よりも近いというような距離にあることは十分承知して、筑前町の行政域を越えて人々の生活圏の中にあると、そのように認識しております。 当然私もですね、公共交通を考える場合に、ぜひ福祉バス等が筑紫駅まで回ることができないかとか、そういった議論は当然今回起こったわけでございますけれども、まだ段階的にいろいろな調整が必要であるということで、今回は見送っておるところでございます。 今後十分、うちの福祉バスの運用の在り方についてもですね、その辺も視野に入れながら検討していく必要はあろうかと思っております。 と同時に、今度の公共交通活性化委員会には、西鉄さんも参加していただいております。委員としてですね。 西鉄さんには西鉄さんとしての会社の方針がございます。並行する路線についてはバスは走らせないと、久光線が走ることによって386のバスがですね、今よりも利用が少なくなるということはなかなか問題であると。そういった会社の事情等も今回説明がなされたところでございます。そういった諸々も含めながら対策を考えていきたいと。 もちろん私は、もっともっと筑前町の人が原田と筑紫駅に、利便性が高くなることを意識しながら、でき得ることを取り組んでいきたいと、そのように考えます。
議 長	久保議員
久保議員	力強い答弁であったと、私は受け止めております。 今ですね、九州新幹線も全面開通をしました。筑前町からどうやって行こうかな、福岡まで行くのか、久留米まで行くのかですね。そういうときには、原田駅というのは大きな拠点になります。そういう意味もあってですね、ぜひ前向きに検討していただきたい。 これは、まだ企業誘致をするときの条件にですね、雇用、人材の確保というのが必要なんです。工場を持って来たけど雇用がない、これじゃあ企業は来ません。 そういう意味では、卵かヒヨコか分かりませんが、先にですね、人口を増やして、雇用を増やして、そして企業誘致する。こういう施策も大事じゃないかな。 そういう中でですね、このバスの路線化によって住宅地開発、雇用人口の増加ということはですね、これはもう町の活性に必ず繋がります。ぜひ、しっかりとした取り組みをお願い申し上げます。 国会議員やら県会議員も大いに頑張ってもらってですね、実現に努めてください。あの人たちはそういう仕事をする人たちだと、私は思っております。よろしく願い申し上げます。 時間のほうも少なくなってきましたので、この件はですね、まだまだ追跡をしていきたい、頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。 最後の質問に移ります。 ど〜んとかがし祭りでの花火大会について、質問いたします。 合併前は夜須地区におきまして商工会青年部主催による夏の花火大会、これが14年間開催されました。 一番の始まりは、私はもうしっかり記憶に残しておりますけど、旧夜須の庁舎がまだ造成中でございました。その空き地から打ち上げたのが第1回目でございます。 ということは、平成の1年か、そのくらいじゃないかなと記憶しております。 その花火大会も都合によって8年前から中止となっております。合併する前ですね、もうこれは中止になりました。 町民の方々からはですね、花火大会の催行、もう1回起こしてくれという声を常々

	耳にしておったわけでございます。このことも私は、常々議会の中でお願いしております。 そのときの答弁はですね、地域の祭りは地域で盛り上げてくれということで、未だに変わってない答弁になると思います。 その代わりではございませんけど、三箇山での野の花学園の夏祭り、ここで花火大会が上がるようになりました。旧夜須ですね、安の里公園での花火大会の代わりというわけではありませんけど、三箇山で花火が上がるからということで、大々的に花火大会を大きく言う人はおらなくなったわけでございます。 しかしながらですね、今年からその三箇山の野の花学園の花火大会も中止となったわけでございます。もうおそらくないでしょうね、いろんな防災問題とかですね、人手不足とかいうことで、できないということを聞いております。 残すところの花火大会は、ど〜んとかがし祭りでの前夜祭による花火大会だけになってしまいました。 担当課長にお聞き申し上げます。 住民の方々は、以前の夜須地区でですね、安の里公園で開催されておりました夏祭りの花火大会、これをですね、未だにまだ待ち望んである方が多ございます。夏祭りそのものを起こすとすれば、またたいへんな尽力と費用がかかります。 そこで、三箇山での花火大会が中止された今ですね、今年からど〜んとかがし祭りでの前夜祭の花火大会、これを拡大をしていただきたい。 この件につきまして、答弁をお願いします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 ど〜んとかがし祭りの事務局をやっている立場でお答えをさせていただきます。 すでにいろいろ今年ですね、第7回になりますけれども、その準備をいたしております。この花火についても、従前同様に打ち上げるということにいたしております。 したがって、今ございました、規模を大きくできないかという、そういったことにつきましては、現時点では考えていないところでございます。以上でございます。
議 長	久保議員
久保議員	かがし祭りというのはですね、もう私当初からかかわっておりますが、ストーリーがございます。いろんな地域の歴史の中にかがし祭りが開催されております。 だから、いきなり花火大会とか何かイベントばかりをやるのがかがし祭りじゃない、ど〜んとかがし祭りじゃない、よく承知しておるところでございます。 しかしながら、かがし祭りも回を重ねるたびに、専門的なイベントの職員さんの年齢ですね、これが若干年を取って来てたいへんだなという声も聞いております。 また、職員も合併後、職員削減の中で職員の負担も増大しているということになればですね、火の祭典は私もよく知っているんですけど、職員の係わりがたいへん多ございます。そういうところを若干削減をしながら、今回私が申し上げております、地域でここしかなくなった花火大会、こちらのほうに若干経費を移動する。そして、花火大会を打ち上げる。そうすれば職員の負担も減りますし、また前夜祭の花火大会、火の祭典もでございますけど、今まではかがし祭りは日曜日の開催が主でありましたけど、近年は前夜祭にもかなりの人が集まっていたようになっております。 それはですね、やはり前夜祭の花火大会、これが大きなメリット、魅力を与えております。これは開催されてある方、周知のことと思います。 町長にお聞き申し上げます。 前夜祭、当日も大事でございますが、前夜祭、これをですね、大きな一つの筑前町としての花火大会として捉えていけば、前日の集客、当日の集客、この相乗効果があ

	ります。必ずや町の振興、発展に繋がると思います。 まだまだ今、担当課長、計画の中にないと言われました。私も唐突的な質問でございますので、実行委員会がある中でないと思います。 ぜひ、まだ11月まで時間がございます。その辺を踏まえながら、ぜひ今回火の祭典を若干縮小しながらでも、花火大会の増大、前夜祭、当日の動員の増大を図るということをお願いしたいと思いますが、町長の見解をお願い申し上げます。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 祭りにはやはりストーリー性、テーマ性が必要だと思います。 この祭りにつきましても、大きなテーマはやはり収穫祭であります。収穫をメインとした町の象徴的なお祭りであるということでございます。 筑前町はそういった収穫、農業、食の町であることの一つの情報発信でもございまして、喜びを共有する機会でもございます。 そういったことをテーマにしながら実行委員会、さらにはこの祭りの運営について、企画委員会なるものをですね、それぞれ住民の代表者の方々、ボランティアも含めてさまざまに催し物の検討がなされているところでございます。 そのことをやはり大いに尊重をして、実際にやられる方々の思い、企画を尊重して実行すべきだと、そのように考えております。 そういった中で、今年も企画委員会に新しいメンバー、それから当初からかかわっておられる方もおられます。そういった方々が思い思いを出し合ってですね、企画を取りまとめていただいております。 私といたしましては、ぜひ、その企画委員会の企画、催しを尊重しながら実行していきたいと、そのように考えているところでございます。以上でございます。
議 長	久保議員
久保議員	確かにですね、イベントには実行委員会なり企画委員会が設立されます。その意向が一番だと思います。町長の意見よりも委員会の意向、計画性のほうが強いと思います。確かにそのとおりでございます。 しかしながらですね、今回唐突にこういう話をしました。この話をですね、ぜひ企画委員会、実行委員会のほうに伝えていただいて、できないかと、こういう質問があったと、ぜひ伝えていただきたい、よろしくお願いします。 時代はですね、本当に素早く、大きく変化をしております。残すべきものは残さなければいけない、これはもう歴史的なものは特にそうですね。しかしながら、変えるべきものは早急に変えていかなければならない。人件費の問題とかいろんな問題、それもそういう中にも入りますけどね。そういう決断力も大切なんです。 今後団塊の世代、この団塊の世代がさらに高齢化していきますと、超高齢化社会、これがもう目の前に来ております。 そういう中でですね、祭り、イベントもこういう超高齢化のことも考えた開催、こういう企画も必要になってきます。 もう時間もありませんけど、これは、答弁は要りません。私がちょっと話をさせていただきます。 そういう超高齢者を踏まえた企画にしていくなめにはですね、超高齢者は足の悪い方とか人ごみに入れない方が多ございます。そういう方のためにですね、コスモスプラザの前に駐車場があります。あそこに施設の車を置いて、花火大会を、今の打ち上げ場所じゃなくてですね、テント側、コスモスプラザ側の河川敷、あそこで打ち上げる。そうすればコスモスプラザの駐車場にお見えになった施設のご老人の方たちがですね、ゆっくり観覧できる。

	打ち上げ場所もですね、以前花火師と調査しました結果、あそこは鉄塔と建物から100m離れているからOKだという意見も聞いております。 いろんな今後の高齢化社会、町の活性化のことを考えながらですね、しっかりと頑張っていたきたい。今後の田頭町政の活躍に期待を申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。
議 長	これにて、久保大六議員の一般質問を終了します。 引き続き、一般質問を行います。 田中政浩議員
田中議員	改めまして皆さんおはようございます。 早速でございますけど、始めさせていただきます。 まず、2006年8月25日、福岡市で起きました悲惨な飲酒運転による死亡事故から5年を経過いたしました。 福岡県は、全国ワースト2という残念な結果でございます。そこで、福岡県民みんながひとつになって、飲酒運転ゼロを目指そうと、そんな思いから生まれたプロジェクトがございます。 福岡のみんなの力で飲酒運転ゼロへ、「チームゼロ福岡」、行政、関係機関、民間企業、団体、そして県民がともに知恵を出し合い、具体的なアクションを起こして飲酒運転ゼロを実現するプロジェクトでございます。 安心・安全で暮らせる福岡県を実現するために、多くの皆様の参加を呼びかけし、筑前町といたしましても町民皆さんで、飲酒運転ゼロを宣言していただくためにも、福祉バス等の利用を試験運行から本運行し、さらに増便ができるようにしていただければ、1つの解決策になるのかと思っております。 台風等の自然災害はなくすことはできませんが、飲酒運転は皆様の努力で撲滅することができると思っております。皆様のご協力をお願い申し上げます。 それでは、本日の質問に入らせていただきます。 通告書記載のとおり、1. まちづくりについて、まちづくりについての筑前町行政評価について、2. 入札制度について、業務委託の入札について、でございます。 いろいろと業務委託があるとは思いますが、今回は、給食に関する業務委託の質問をさせていただきます。 まず、筑前町行政評価の導入、運用に取り組まれてあると思いますが、その導入についての経緯、必要性について、お伺いをいたします。
議 長	総務課長
総務課長	行政評価の導入の経過と必要性ということでございますので、私のほうから回答いたします。 この件につきましては、地域主権、地方分権の時代が進展する中で、自治体においては自己決定、自己責任のもと自主的、自立的なまちづくりが求められているようになってきたわけでございます。 本町におきましても、めまぐるしく変化する社会情勢に対応し、特色のあるまちづくりを進めていく上で、前例踏襲、今までのやり方の事業ではなくですね、立ち行かなくなることが想定されるわけでございます。 このために現在行っている事業を洗い出し、チェックし、改善工夫する、すでに見直すというPDCAサイクルを構築することによりまして、時代のニーズに応じた事業の展開を図るため、行政評価制度の構築に取り組んだところでございます。以上です。
議 長	田中議員
田中議員	次にですね、行政評価の課題、目標について、質問をいたします。

議 長	総務課長
総務課長	行政評価制度につきましては、まず、町で行っている事務事業のすべてを把握する必要がありますわけでございます。 事務の洗い出し作業を行ったところ、今回ですね、約930事業とあったところでございます。 現在、事務事業評価シートというものがあまして、これに記入を進めているところでございますが、全職員がこの行政評価の必要性を認識し、適切に事務事業の把握に取り組むことが重要であると思っております。 事務事業評価シートを記入することによりまして、点検と自己診断に基づいた仕事の仕組みの改善、改革を図るとともに、町民に分かりやすく説明責任を果たすためのツールとしても活躍していきたいと思っております。
議 長	田中議員
田中議員	私が思うにはですね、行政の経営の課題としては、住みやすい筑前町と持続的な自治体の経営、また、筑前町の職員の政策形成能力の向上を目指していただきたいと思っております。 事業を単に執行することだけではなく、施策の成果の向上や課題の解決、解決に向けた現状の分析、また、費用対効果の高い改革案等を考える職員の育成に努めていただきたいと思っております。 そこで、現在取り組まれていると思いますが、具体的にどのような効果が見込まれておるのかを質問いたします。
議 長	総務課長
総務課長	この制度を導入することによりまして、議員、先ほど申されましたように、職員の政策形成能力の向上を目指すことはもちろんのことでございます。それから、職員の改革意識の向上を図ることができると思っております。 その結果として、事業の選択、重点化、それと有効活用を図りながらですね、創意工夫による効率的、効果的な自治運営が行われるというふうに考えておるところでございます。 また、職員が事務事業を把握することによって、住民により分かりやすくですね、事業等を説明することが可能となると思っております。 説明責任を果たすための役割としても活用ができるというふうに見込んでおるところでございます。以上です。
議 長	田中議員
田中議員	新しく運用するわけですので、いろいろとたいへんだと思いますが、筑前町のまちづくりのため、また町民のために運用に努めていただきたいと思っております。 次の質問に入ります。 給食の業務委託について、質問をいたします。 まず、本年度に三輪小学校の給食の業務委託が行われると聞いておりますが、筑前町の給食職員としての業務と、今後入札予定されております民間業務委託との違い、比較をされていると思いますが、かなりの経費の削減になると思っておりますが、どれぐらいの経費削減になるのかを質問いたします。
議 長	教育課長
教育課長	学校給食を所管しております教育課のほうで答弁をさせていただきます。 まず、議員が、質問がありましたが、本年度ということでは、三輪小学校につきましては24年度、来年度を想定をいたしております。 ご質問でございますけれど、現在、業者のほうに委託をしております東小田小学校

	の児童数1人当たりの給食委託費を、現在直営で行っております三輪小学校に換算をいたしますと、22年度の決算でございますけれど、34.6%の経費で済むということから、65.4%の削減ということになります。以上でございます。
議 長	田中議員
田中議員	かなりの削減になっておるかと思います。 それではですね、このような業務委託の場合ですね、経費ということがございますけど、経費のうちに人件費が主な経費でございます。町の積算の中で人件費、また、業務時間、何を基準に積算されているのかをお尋ね申し上げます。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 業務委託の経費につきましては、町が負担するものと受託者が負担するものというのを、給食調理等業務委託仕様書、また個別仕様書の中で明確に示しておりますけれど、委託経費の主なものは、各学校ごとの給食数、これには児童の児童数と教職員も含んでおりますけれど、この給食数に応じた業務従事者の配置、従事者の中で、うち調理師免許所持者何人以上とかいう指定をしておりますして、この経費明細としましては、業務従事者の人件費及び法定福利費、福利厚生費、保健衛生費、調理業務に必要な被服類の購入費、洗浄、消毒、清掃などの日常点検に係る必要な石鹸とか薬品等の購入費、また職員の研修費などを積算基準としておるところでございます。 ご質問の、この業務の経費につきましては、このような人件費を含みます経費につきまして、すでに先行で業務委託をしておりました三輪中学校の委託費を参考にしまして、給食の配食数、それから委託の派遣人員に物価上昇率を考慮し、単価設定をしまして積算をしているものでございます。 また、勤務時間につきましては、朝の食材の納品時間、それから調理時間につきましては、各学校の通常授業あるいは学校行事による短縮授業などを考慮しまして、調理しました給食の配付までの時間を決定しております。 また、給食後の食器洗浄を含みます回収時間につきましては、通常授業、短縮授業に係わらず、給食終了後直ちに行うということで、その時間を、積算をしているということでございます。以上です。
議 長	田中議員
田中議員	分かりました。 そしたらですね、3年前になりますけれども、平成21年度1月28日に入札がっております。前回の入札に関してお聞きいたしますが、前回の設計価格、落札率、請負率について、お尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えを申し上げます。 入札の結果でございますけれども、設計価格については、事情がありまして申し上げられませんが、予定価格と落札率を申し上げます。 3年間の業務委託費としまして、まず、三輪中学校、予定価格が33,216,750円に対しまして、落札率84.5%。東小田小学校、同じく予定価格26,505,150円に対しまして、落札率89.52%。中牟田小学校、予定価格24,736,950円に対しまして、落札率95.5%でございます。三並小学校、予定価格11,520,600円、落札率95.7%。以上でございます。
議 長	田中議員
田中議員	分かりました。 この金額については、3年分という形でよろしいんですか。
議 長	教育課長

教育課長	平成21年度から22、23の3年分で入札を行っております。
議 長	田中議員
田中議員	3年分ということで、分かりました。 その中でですね、落札で84.5%ということで、金額的には2,673万というふうな状況で落札されてあると思いますけれども、それ割る3、891万円それで、年間12カ月あるわけでございますけれども、その12カ月で、夏休み等については含まれているのかをお聞きます。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 委託費の積算の中には、夏休み、長期休業がございますので、基本的に積算としましては、夏休みは外しております。積算としましては11カ月で計算をいたしております。
議 長	田中議員
田中議員	次に、業務報告の点検等について、質問したいと思っております。 人件費、就業時間等ですね、報告並びに確認、精査等の業務はなされているのかを質問いたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 現在、業務報告の義務付けと言いますか、報告につきましては、契約事項の中でですね、毎月の調理業務完了確認書、受託業務完了届、衛生管理点検表、施設整備管理点検表、以上ですね、学校を経由しまして教育課へ報告してもらい、調理業務や衛生管理が適切に行われているかの確認点検を行っております。 議員ご質問の人件費、就業時間等の報告は、契約事項の中では求めておりません。以上です。
議 長	田中議員
田中議員	私が一番知りたいのは、福岡県の最低賃金以上で仕事をなされてあるのかとか、そういうふうな状況ですね、就業時間、労働時間は適切なのかというふうな状況でございます。 先ほどのご確認の金額から積算させていただくならばですね、三輪中学校の場合についての、1時間当たりの時間の金額といたしましては、812円程度になるのかなと思っております。 その中には全体的なものが含まれ、会社経費等もいろいろあるかとは思いますが、その中で、最低賃金以上なのかというのを考えたわけでございます。 他の市町村ではですね、調理業務を民間企業などへ委託することに対して、民間企業とはと、市、町が行政責任を果たす上で、必要な監督を行いながら、その事務、事業を民間企業などに委託して行うことです。 これに対して、町としての考えを質問したいと思いますが、いかがでしょうか。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 町のほうとしましてはですね、企業と契約をする際に、最低賃金とかですね、決められた労働時間とか、そういったものの順守につきましては、企業のコンプライアンスというふうな捉え方を持っております。当然、そういったですね、法令順守は当然なされるものというふうな判断をしておりますし、またそれに違反するような条項につきましてはですね、あるいは労働基準監督署等からの指摘等があった場合には、当然、契約違反というようなことで、契約の解除対象になるというふうに考えております。以上でございます。

議 長	田中議員
田中議員	そういうことがあってからでは遅いのではないかなと思います。確認することが大事じゃないかなというふうに思っております。 安心できるものを作っていただくには、労働環境の整備は重要なものと思っております。業務委託については給食関係ではなくですね、清掃、設計、警備など人件費が主な経費でございます。こうした業務委託について、本来の指名競争入札でなく総合評価方式、またはプロポーザル、提案型、方法もあるのではないかなと思っております。 筑前町の将来を担う子どもたちに安全で安心できるものを食べていただくために、このような人件費が主な業務委託については、町が積算した人件費が確保できるぐらいの最低制限価格を設置すべきではないでしょうか。また、予定価格の公表も、過激な価格競争に歯止めをすることができると思っております。 現状のままで競争が激化したならば、人件費の削減を行うようになり、働かれている方の影響も出てくるのではないかなと思っております。 先ほど来の最低でいきますと、８４．５％というふうな状況でございます。それを踏まえて考えたいと思います。 最後に、町長に質問いたします。いかがお考えでしょうか。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 議員がご指摘のように、最近では労働条件等の適正化を図るなどの労働環境の整備を念頭に、常勤の職員が何人とか非常勤が何人とか、そういった条件の下にプロポーザル形式で実施しているところも増えていると聞いているところでございます。 いずれにしても町といたしまして、しっかりとした積算に基づき行うべきだと考えています。また、申されました、最低制限価格等の設定も検討してまいりたいと思います。以上でございます。
議 長	田中議員
田中議員	検討をしていただくということで、みんなが発注する全部をするわけにはいかないかと思いますが、そういう流れで、人件費が主なものについてはぜひお願いしたいかなと思っております。 最後になりますけれども、業務委託だけに係わらずですね、町、行政が係わっている業務、工事等に関しての内容を精査し、働く方々が正当な賃金を受けることができる体制を整えていくことが大事だと、私は思っております。 正当な収入があれば、税金等の徴収もスムーズに行え、いろいろなところで整備がなされていくのではないのでしょうか。 世界的なデフレーションの中、行政もたいへんだとは思っておりますが、民間のお手本となれるよう努力して、検討、推進をしていくべきだと私は考えております。 早かったんですけども、これで本日の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。
議 長	これにて、田中政浩議員の一般質問を終了いたしました。
休 憩	
議 長	ここで、休憩いたします。 午後１時２０分から再開いたします。 （１２：０５）
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 （１３：２０）
議 長	金子保次議員

金子議員	私は、通告しておりました2点について、質問します。 まず最初に、ため池の権限について、質問をしていきます。 ため池の大切さは言うまでもありませんが、農業用水の確保、地下水の低下の防止、さらには集中豪雨による災害を防止し、また、防火用水にもなり、多目的に利用度の高い大切なものと思います。 しかしため池は、ある所にはいくつもあり、ない所も多くある関係で、ため池本体についての議論がなされてなかったので、私も相談を受けたときに、どこまで回答してよいのか、分かりづらいところがありますので、質問をしますが。 ため池の所有権及び利用権限について、質問します。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	私のほうからお答えをさせていただきます。 町内に68カ所のため池がございますけれども、登記簿を見てみますと、町内のため池の大半が、大正11年から大正15年ごろにかけて、夜須村や三輪村に所有権保存登記がなされているようでございます。 この町内のため池は、農業用水としての利用が主なものでございまして、利用者が特定されており、受益者が限定されているために、利用に対する権限につきましては、管理をしていただいております地元区水利組合にお任せをしているのが現状でございます。以上でございます。
議 長	金子議員
金子議員	ただ今の説明を聞く限りでは、所有権限と利用権限が双方にあるようですが、先日発生しました、牧の池で発生しました問題のときも少し感じておったわけです。 最後は町有地だと言いながらも、その関係者で話し合われての土地の融通、そういうものがあいう事件を発生させたのではないかと、というような気もしておったわけでございます。 またですね、私が相談を受けたため池についても、用地内に道路を作りたいというような申し出でありましたので、どのように申請したらよいのですかということ、町に尋ねておったわけでございますけど。 地元で適当にしてくださいというようなことでしたので、そのようにしたわけでございますが、町有地であるにもかかわらず、現地では利用権限でどうにでもなるといふ、そういうふうに思われますが、町所有のすべてを管理される管財係の見解を伺います。
議 長	財政課長
財政課長	ご指名でございますので、お答えいたします。 ため池でございますけれども、私もため池を担当する主管課におったことがございます。少し台帳を見てみたこともございますけれども。 ため池の多くがですね、江戸中期ぐらいの築造のところが多ございました。新しいのは昭和の築造もございましたけれども。 多分、おそらくその当時、地域の方が出役をされて、自らの手でですね、ため池をつくられたんじゃないかなと思います。それは、この地域のこの農耕、水稻作の維持発展のため、そういうために皆さんたちが力を合わせてつくられてきたんじゃないかなと。 ただ、登記上の問題は先ほど農林商工課長が申し上げましたけれども、その理由が分からないわけでございますけれども、所有権は町ということになっておるわけでございますけれども。 そのため池、現在までですね、そういう歴史があったからこそ、営々と今もですね、管理運営がその地元にあるんじゃないかなというふうに考えております。

	ですから、言ってみれば、管理運営、ため池に係わる問題については、すべて地元にあるというふうに言ってもいいんじゃないかなと。先ほどの例がございましたけれども、管理運営上に、ここに少し農道を作るとか、地域のためにため池の裾を、どうか道をですね、作っていくとか、そういうものについては、当然、地元でいいんじゃないかなと思いますが、主管課をする農林商工課には一言、こういうことでよろしいかというお伺いがあるかと思います。 今度は逆に、底地の、底地全体を売買するとかですね、そういう場合になれば、やっぱりちょっときちっともう少し歴史を調べて、整理をする必要があるかと思いますけれども。 財政の考え方としては、そういう形態から申し上げますと、やはり本来は所有権そのものも地域にあるのではないかなという気がしておるところでございます。以上でございます。
議 長	金子議員
金子議員	それでですね、次の質問に行きますけど。 今までいろいろな方に、何度お聞きしましてですね、ため池は町有地で、管理は行政区でしなさいということですね、堤防の安全確認のための草切りなんかは、年に4回ほどやっておるわけでございますが。豪雨を受け止めるための水位の調整、山からの土石流を受け止めた砂防内の土石の搬出など、受益者負担の法則に基づいた管理は、どのため池も日夜頑張っているかと思っております。 この管理等について、明文化されたものが何かあるのか、ないのか、質問します。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 ため池の管理につきまして、法的に明文化されたものはございません。 ただ、今、先ほどもちょっと出てきておりましたけれども、ため池の管理台帳ということで、所在地や面積、貯水量などが記入されておりますため池一覧表というものがございます。 これは、昭和63年に調査があったときのものとございまして、その台帳には、管理が町になっていたり、行政区や水利組合というふうになっているものがございます。 しかし、現在では、管理につきましては、今、先ほども申し上げましたように、農業用ため池というようなことで、受益を受けてある方が限定をされているというようなことでございまして、実質的には町では管理いたしておりません。 そういう意味で、水利を利用しておられます受益者が、管理をするのが、社会通念上適当ではないか、というふうに考えておる次第でございます。以上でございます。
議 長	金子議員
金子議員	先ほど課長の答弁の中でですね、大正11年から15年ぐらいにかけて大半のため池が町有地として登記されたと言われましたが、私もそのところ、大正12年ごろだったかなというようなことで聞いてはおりましたけど。 だとすればですね、永久保存書類と考えられますが、どのような経緯でそういうふうに移行したのかというような、登記をするからにはその文書的なものがあるのではないかと、こう考えるわけですが、その中にもないわけですか。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 大正11年から大正15年ごろにかけてまして、所有権の保存登記がされたため池が多ございますけれども、その以前につきましてはその流れと言いますのは、書類的にはございませんが、書籍などの解釈によりますと、今さっき財政課長のほうからも話

	が出ましたけれども、旧藩時代から引き継がれました伝統的な水利集団がありまして、その中で配水の統制や施設管理、それから流水の処分などを行っておりました。 このような水利集団は同一水系ごとに形成をされまして、幹線水路に1つの大きな集団が作られ、また、支線水路ごとに村落共同体を基礎として小さな集団が作られたとあります。 したがって、それぞれの集落は通常の同一水系ごとに形成をされまして、所有し管理していたものと思われます。 時代の流れによって、村などの合併によりまして所有権が移転され、今日に至ったのではないかというふうに思われます。以上でございます。
議 長	金子議員
金子議員	それではですね、慣行水利権の範囲について、質問しますが。 この慣行水利権というのは、ため池が町所有であろうと、誰が管理しておろうが独特のものであります。 ため池は、水の流れをただ止めて、ためておるものというような判断の仕方をされておるようでございますが、慣行水利権の範囲というのはどうなるのですか、質問します。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 慣行水利権とは、そもそも歴史的経緯の中で慣習に基づいて認められておりまして、利用者の必要に応じてかんがい用水の利用ができるように、社会的な承認を得ている権利であるというふうに考えております。 範囲といたしましては、社会通念上、ため池から用水路を通り、河川に流入するまでの区間の取水をするまでを範囲というふうに考えております。 したがって、その区間にある水利組合については、慣行水利権者というふうに考えております。以上でございます。
議 長	金子議員
金子議員	今の回答は、農業用の用水という捉え方でいけば、そうであろうと思います。 しかしながら、言われております本来の水利権というのは、源流から発生するというようなことを、我々は聞いておったわけでございますが、法的に何か制定されたものがあれば別ですけど、私自体もまだ勉強不足のところがありますので、それは後で勉強します。 なぜ質問をしたかと言いますと、トラブルで一番多いのが、ため池に魚を入れていたと。釣り人は川の延長だと捉えておるから、勝手に釣るわけですね。 そこで、けんかになるわけです。 ここは養魚池で、池に魚を入れておるんだと。でも、今の釣り人というのは関係なしですね。これは、川を堰き止めておるだけやろうもん、というようなことで、非常にけんかを多くしてあるわけでございます。 このトラブルを阻止するためにですね、参考的に質問します。 養魚権の許可はどこが出すのか、また、法的にはどうなるのか、分かる範囲でよろしいので、回答をいただきたいと思います。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 県の内水面研究所というところがございますけれども、そちらのほうにお尋ねをいたしました。養魚権という権利はないそうでございます。 ただ、通常、現状として町内のため池などに鯉を入れてあるというような場合には、区画漁業権というのがございまして、養殖を業としている人がため池に鯉などを養殖

	する場合には、公有水面、例えば農業用ため池ですね。であれば、区画漁業権の設定がされているかが必要になるということでございます。 条件としましては、その池に鯉を入れるのが適しているのか、それから養殖の計画性はどうかというようなことで、地元水利組合とか地元区とか、町の意見書の提出が求められるそうでございます。 それがクリアされれば、県の知事の許可を受け免許を取得することができると。 したがって、この免許を持った人でないと、そういうため池などに鯉を入れて養殖業をすることはできないと。 ただ、通常ですね、ため池の場合には、管理者に申し出をされまして、地元区で取り決めをされながら、ため池に鯉を入れてあるというのは現状のようでございますけれども、その場合については、取ってはだめだという権利は発生をしないというようなことのようにございます。以上でございます。
議 長	金子議員
金子議員	よく分かりました。 それではですね、次の質問に行きます。 ため池の侵食、境界確定の対策についての質問でございますが。 安全性確保のためにですね、改修工事等については少ない財源で済むように、県営事業に持ち込んで改修工事を進められていることに対しましては敬意を表しますが、池全体を見ますと、波による浸食は大きいものがあります。 寄せられた相談の中で、私所有の畑がなくなったとか、山林が毎年浸食されて樹木も池の中に倒れ込んでいるといった相談があります。 私も畠中副町長が建設課長のときに、ため池の横の測量に立ち会ったことがありますが、境界は池の中の5 m向こうにありますもんね、というようなことで、もう水がたまっておりますのでですね、どうすることもできないということでした。 そういう経験を持っておるわけですが、周辺ですね、多くの方の用地は確保してあげなければいけないと思っておるわけですが、思うだけで対応はできていません。 そこで質問ですが、ため池の侵食防止なり境界確定の対策をどのように進めていかれるのか、質問します。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 農業用のため池の改修につきましては、築造が100年を超えているものが多く、施設の老朽化や漏水が目立ってきております。 できる限り県営の事業に乘せるために、行政区や水利組合からの要望に対し、農林事務所と調整をしながら対応をしているのが現状でございます。 また本年度から、農林事務所が3カ年をかけましてため池の防災対策事業として、農業用水の安定確保と改修事業を実施する際の優先度の判定活用のために、朝倉農林事務所管内520カ所すべてのため池の実態調査を行います。今後の対策も、その調査報告を受けまして検討いたしてまいりたいと思っております。 また、浸食や老朽化等によってため池がひどく傷んでいる場合などで、改修工事を行う場合には、補助事業を受けながら工事を行おうとする際に、調査設計もいたしますので、その中で境界などの確定もできるものかと思っております。以上でございます。
議 長	金子議員
金子議員	最後に町長にお尋ねしますが。 今まで質問してきた中におきましても、何かあと一つはっきりしないというような

	ことであろうかと思います。 そういうはっきりしないものを積み残さずにですね、町有化された原点を解明されて、今後発生するかもしれないトラブル防止策として研究されてですね、明文化される必要があるのではないかと考えますが、町長の見解をお尋ねします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 歴史的な背景と法律問題も絡んだ内容だと思っております。 今、農林課長が申し上げましたように、県のほうが実態調査をやるというところで、さまざまな他地域ですね、他市町村の取り扱いの状況なり、また、法律적인見解なりを、そのおりに、その後にも勉強していきたいと思っております。今しばらく時間をいただきたいと思っております。
議 長	金子議員
金子議員	努力されることを期待しまして、この質問は終わります。 次に、特産品振興について、質問をしていきます。 この質問は、スポット的に内堀議員が質問をしてありましたので、同じ質問を私がしたときには、前の回答どおりと言ってもらっても結構でございます。 まず、最初にですね、現在の特産品振興の取り組みについてですが。 筑前町の特産品は多ければ多いほうがいいわけですが、今までにも新規作物の導入事業を進めてきて、特産化の研究もなされてきたわけです。また、先日ありました栗田地区の大豆の日本一はですね、特産の銘を打ったも等しいと思われまして。 そのような中で、筑前町にある多くのものを特産品だと位置づけていたら、自称特産品で終わる可能性があります。本当の筑前町の特産品になすためにはですね、全国にその名が知れるまで事業の展開をしなければいけないと思われるのですが、どのような品目を重点的に取り組まれるのか、質問します。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 どのような品目をというようなことでございますけれども。 現在、本町の特産品の振興につきましては、クロダマルと、それから木酢を考えておりますけれども、町内では商品開発の現状といたしまして、筑前クロダマルにおきましては、現在7店舗で30品目の商品開発が行われております。 また、8月27日には筑前クロダマルを使いました「玄人も黙る」と銘打った料理コンテストも行われ、町内16店舗と朝倉市から2店舗が参加をされまして、コンテストが盛大に行われたところでございます。 木酢につきましても、シャーベットやジャム、サイダー、マーマレード、ドレッシングに加えまして、夜須高原産の木酢を使いました果実酒の商品化もなされております。8月3日には発表会がありましたところでございます。 また、筑前産の小麦粉を使い「筑前麦たろう」のネーミングで製品化されました小麦粉を、町内Aコープ三輪店、夜須店、それから諸岡市場、とまと、いちご、みなみの里でも販売をいたしております。 そういうような取り組みをいたしているところでございます。
議 長	金子議員
金子議員	品目をお尋ねしたんですけど、詳しく言っていたいたわけですが。 クロダマルと木酢と小麦を重点的に取り組んでいくという回答と認識しました。 それの中でですね、筑前クロダマルを町の特産品として位置付けた経緯について、質問をします。 これは、町長にお尋ねします。

	農林商工課長の、前の質問のときの答弁では、栄養価が高いからと回答されました。当然だと思います。しかし、筑前町では栄養価のない物は作付けされていませんし、他にも栄養価の高いものがあると思われます。 選択肢の1つとは思いますが、町長のクロダマルを町の特産品として位置づけられるまでの経緯をすべてお尋ねします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 特産品の振興は行政が取り組むもよし、また、それぞれのボランティアが取り組むもよし、農家の方が取り組むもよしと、そのように考えているところでございます。 その中でも筑前クロダマルにつきましては、役場のほうでも積極的に特産品化を進めているということでございまして、経緯なり思いを述べよということでございますので、述べさせていただきます。 まず、振り返りまして、国の米余剰対策として転作制度が1970年、昭和45年に導入されました。筑前町は同年代の昭和46年からでしょうか、約25年がかりです。戦後農政の最大の事業でありますほ場整備事業を成し遂げ、夢を持って土地利用型農業、米、麦、大豆を核とした営農ビジョンを描き、農業政策を推進してまいりました。 隣接の朝倉市等につきましては、ほ場整備を推進しながらも、柿、梨、ねぎなど本格的な園芸、果樹栽培を柱とした営農を推進されてきたところでございます。 当時の筑前町は、1戸当たりの耕地面積が福岡県内でトップクラスにありました。したがって、園芸に頼らない米麦栽培で、有利性が保たれていたからだと思います。 しかしながら、幾度の国際ラウンドを経ながら農業の国際化が推進され、米麦単価の下落により、国内の筑前町程度の農家規模では、外国とは到底競争できない面積規模であることを、価格をもって知らされました。このため、この20年間で、従来の米、麦の営農体系の大半の農家は、農業での生計は困難となりました。 このように米麦主体の筑前町農業は、国際化の影響を極めて大きく受けております。そのためにも集団化を進め、大型機械を導入しコストダウンに努め、規模拡大を図る政策を国策として、また町の政策として推進しているところでございます。 農業はもちろん経済的側面からだけ計れないわけでございますけれども、ほ場整備した農地から生産される経済的価値が減少していることは事実でございます。 このような状況の中でも農家は米麦・大豆栽培の技術向上に努め、今年の栗田の大豆栽培で農林水産大臣賞を受賞するという、大豆栽培の実力が証明されました。 もちろん国の所得保障をはじめ助成金を受けなければ、外国産と太刀打ちできない状況であることは変わりません。 そこで、現状から将来を展望し、この栽培技術とほ場を活かし、大豆を特産品として捉えることにより、さらなる経済効果を目指すべきではないかと考えたところでございます。 5年前、みなみの里の事業設計をするときに、米粉パンと豆腐の勉強に、大分県で開催されました九州農業総合試験場主催の研究会に、農家の方と一緒に参加いたしました。そのときに九州農業試験場の研究発表として、黒大豆の新品種クロダマルの紹介があり、魅力を感じたのがきっかけであります。 翌年農家の方が種子を試験場から購入し、実験的に70a、2カ年、水田と畑に栽培し、品質、肥培管理が筑前町でもできることを実証していただきました。収量においても200kg以上の収穫ができております。 このように、筑前町の栽培の起こりは、農家の方の手弁当から始まったものでございます。

	クロダマルは甘みがあり、アントシアニンが豊富、加工品等に白大豆よりも6次産業の加工品として適正に優れていると。また、枝豆にしても甘みがあるという品種特性があります。このことを活かして、まずは町内からクロダマルの魅力を発信していきたいと。 現在、筑前町での大豆栽培は、フクユタカを柱にして白大豆の栽培体系が確立されております。このことを十分踏まえ、両立できるような栽培面積の拡充を徐々に図っていきたいと考えております。 幸いにして、農家、商工会のほうからもいくらか関心を示され、商品も開発され、一部商店やレストランで加工品の販売もされております。 特産品とは地域資源を生かして、その商品で地域がイメージされるものだと思います。そして地域で愛されるものでなければいけません。まずは地域の商店で販売していくことが重要だと考えます。 先ほど課長も申し上げましたが、8月27日にみなみの里で朝倉青年会議所主催の、筑前町クロダマル料理コンテストが開催されました。 筑前町のレストラン16店舗がそれぞれ自慢の1品を出展され、プロの料理の腕前を競われました。それぞれ若いシェフの皆さんがクロダマルに関心を持っています。このような広がりを見せなければ特産品とは言えないと思います。 農業所得の向上と地域の活性化が図れる産物としてクロダマルを活用したいと、そのように考えているところでございます。以上でございます。
議 長	金子議員
金子議員	よく分かりました。 それでは、当初の作付け取り組みの経緯について、質問します。 特産品振興はですね、農家はもちろんのこと町民みんなで応援していく必要があります。関係者の方は一生懸命PRもしてありますが、一方では限られた人と限られた地域で取り組んであるのだからといったですね、根深い批判的な言葉を耳にしますが、どうしてそのような取り組みになったのか、質問します。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 当初の作付けの取り組みの経緯というようなことで、お答えをさせていただきたいと思っております。 平成21年産の取り組みでございますけれども、生産者の方が3名で、面積4.6haで始まっております。収穫量が6.6tでございました。 22年産につきましては生産者が10名で、面積11.4ha、収穫量20.5tでございます。年々作付け農家数も町内にわたり増えており、作付けする地域も増えてまいりました。 それでも大豆の作付けにつきましては、大幅な面積拡大に至っていないのは、ブロックローテーションの問題や交雑を防ぐための作付け地が限られている問題、それから、大豆共済に加入できない等の問題があると思っております。 しかし、この平成24年産からは大豆の共済加入につきましても、共済加入に向け農業共済組合も前向きな検討がなされているようでございます。 今後はJAにも相談をしながら、作付けの張りつけが行われる2月を目途に、面積の拡大を図っていききたいというふうに考えております。以上でございます。
議 長	金子議員
金子議員	その解消策というのを質問しようと思っておったら、すでに課長の頑張りで、それに対応してあるようでございます。 また、共済の問題につきましては、後の質問の方の中にそれが出るんじゃないかな

	と推測されますので、その分は省きます。 今現在、作付けしてある方を、組合員制にしてあるのかどうか。また、その製品をどこで管理してあるのか、質問します。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 管理につきましては、生産者は筑前町クロダマル生産組合という組合でございまして、１３名の登録会員数でございます。 そのクロダマルの地元に現在４トンほどございますけれども、低温倉庫を持っております。これも議会にご相談を申し上げておりましたけれども、その倉庫に保管をしているというふうなことでございます。以上でございます。
議 長	金子議員
金子議員	分かりました。 それでは、次の質問に移ります。 ２２年産の販売状況及び２３年産の作付け状況と販売計画について、質問をしていきます。 特産品として取り組んでいくからには、一番の問題点はですね、作付けすること以上に販売ルートの確保が大切と思いますが、収穫してからどこに販売しようかと、そういう動きであるように見えますので、質問しますが。 課長は、２２年産は２０ｔの収穫ができたと言われていましたが、その２０ｔの製品を今現在、どのように販売されましたか、質問します。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 平成２２年産の販売状況といたしましては、大手穀物商社三幸食品というのがございます。本社は東京にございますが、この取引が７月にできまして、１０ｔを契約いたしております。 この１０ｔのクロダマルにつきましては、三幸食品から熊本県の納豆会社へ販売されるそうでございますが、三幸食品からはまだまだ多くの追加要望もあっているような状況でございます。 その他には、町内各店に１．３ｔ、それから町の販売開発用に５００ｋ、それから種子の買い上げとして９００ｋ、それから生産者が直売所に販売するのに４７３ｋとなっております。在庫は今先ほど申し上げました４ｔほどございます。これは、まだ今、すでにいろいろなところから問い合わせもあっておる次第でございます。 それから、平成２３年産につきましては、生産者が１３名で、面積が９．８ｈａ、収穫量としては１８．１ｔぐらいを考えております。 また、平成２３年度から県の緊急雇用事業を活用しまして、筑前クロダマルをはじめ筑前町の農産物の営業担当を雇用いたしております。販売には、今後ますます力を注いでいきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。
議 長	金子議員
金子議員	２０ｔのうちの４ｔが在庫としてあるということでございます。多少は在庫がなければ、また困る点があるかと思えます。２３年度につきましても、もう間もなくまた収穫できていくわけでございます。１８ｔ近くの収量を見込んであるということでございますが、その販売ルートというのは、できる前にですね、大体の予測を立てておかなければいけないと思うわけですが、その三幸さんですか。 ２３年度においても大体その取引をしていただけるのかどうか、そこをもう一度質問します。
議 長	農林商工課長

農林商工課長	お答えいたします。 ２３年度につきましても取引をしていただくところでございます。
議 長	金子議員
金子議員	販売が大体できていくというようなことで、一安心したところでございます。 次の質問に移ります。 地域ブランドとしての方向性について、質問します。 この質問は、私の質問の中で一番大切なことだと思っていますので、町長にお尋ねしますが。 行政が経済に深く立ち入ることは好ましくない、しかし誘い水は非常に大切なことだという考え方を、私は持っています。 そういうなかです、クロダマルを地域ブランドとして取り組んでいく場合、丹波の黒豆のようにですね、ＪＡ等の大口販売に渡して進めていかれるのか、できれば町主体の考えで、どこかに拠点を置いて進めていかれるのか、その方向性をお尋ねします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 基本的に自治体が経済活動、これは、自治法の解釈ではさまざまなことができるようにはなっておりますけれども、農協組織という経済団体もございますので、そういった経済団体が主体性をもってやっていくことは非常に結構だろうと思っております。 しかしながら、先ほど申されましたように、ブランドという視点に立てば総合的でございます。ブランドとして筑前町クロダマルを地域住民の誇りとすると、というような視点に立って推進する上においては、町主体が当面有効ではなかろうかと、そのように考えます。
議 長	金子議員
金子議員	町長がそういうお考えで、そういうふうに進めて行かれるというような思いが、今現在あられるとするならばですね、先ほど質問した中でですね、組合員さんの保管庫と言いますか、低温倉庫で製品を管理するなどですね、あまり好ましくないとは思っています。 これは、例えばみなみの里のような公の場所に、乾燥機と低温倉庫を設置されて、そして展開されていく必要があるのではないかと思います。 前にちょっと戻りますけど、質問したときに、いろいろな批判の声とか、そういうのも、そうすることによって払拭できるのではないかと、私は考えますが、町長の見解をお尋ねします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 地域ブランドについて、私の考え方を少し述べさせていただきたいと思います。 私は、地域ブランドとは、その物産等によって、特定の人が経済的に拡大することだけではなくて、その産物によって地域住民が誇りと愛着を持てるようになることだと思います。産物を言えば地域がイメージできるのがブランドだと思います。 身近なところでは、例えば大宰府の梅が枝餅、柳川のうなぎ、小石原の陶芸などがあるかと思います。それから、話が出ましたけれども、南九州市の知覧は、特攻基地として、これは産物ではございませんけれども、地域がイメージされるブランドを確立されているのだと、そのように認識します。 しかし、なぜブランド化を目指すかということでございますが、これは、人口減と少子高齢社会であるからでございます。

	日本は5年前から人口が減少いたしまして、少子高齢社会を迎えております。そして人口は都市へ流出続けております。筑前町も人口は、合併以来わずかではございますけれども、やはり減少でございます。大都市への流出です。 上下水道も光ファイバーも公共交通も最低整備しなければならないインフラでございます。これをしないと、若者の人口流出は加速します。そうすると町の元気は衰退し、後年に財政負担が大きいのしかかって来ることになります。 さらに魅力ある町をつくらないと、人は新たに住まないと思います。企業誘致も即効的に効果的ですが、そうそう進出はなされる状況ではありません。 だから、自らの資源を生かして、内発的に地域振興を図る必要があります。また、教育の充実も重要な地域振興政策です。平成の合併もブランド化も人口減少と少子高齢社会への危機感から生まれたものでございます。 そのことを踏まえて、筑前町の個性と資源を引き出して生まれたのがみなみの里と平和記念館だと、私は認識しております。 「食に感謝し平和を願う」というフレーズで、努力次第ではこの2つがブランド化できると思います。 その食の分野で、太宰府と言えば天満宮がみなみの里であり、産物として梅が枝餅がクロダマルになり得ると考えます。 したがって、先ほども申し上げましたけれども、クロダマルはブランド戦略として当面は町主体で進み、そういった思いでみなみの里との連携を研究していく必要があると、そのように考えます。以上でございます。
議 長	金子議員
金子議員	よく分かりました。 本当の意味で町の特産品になるよう努力されることを心から期待しまして、私の一般質問を終わります。
議 長	これにて、金子保次議員の一般質問を終了いたします。
休 憩	
議 長	ここで、休憩をいたします。 14時20分から再開します。 (14:08)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (14:20)
議 長	川上康男議員
川上議員	通告に基づきまして、今回は、今後の行政サービスについて、質問いたしますが、合併により重複した施設のあり方が、合併した自治体の共通の課題、問題となっております。 そこで、本町の今後の施設のあり方、また方向性について、質問します。なお、合併効果も含めた形で質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。 1999年、今から12年前でございますが、3,200以上あった自治体が、今年の8月には1,723とまで減少いたしております。 1,900以上あった町の自治体も現在は753というような形になっておりますが、今現在、市の自治体は786というような形で、もう町を追い越したわけでございます。 本町も住民の方々が合併を選択され、平成17年3月22日に合併をいたしまして、6年と6カ月が経過いたしております。 合併をすれば当然のごとく、事務の合理化、施設の統合により、経常経費を削減し、

	合併効果の実現を、住民に不便をかけずに達成することが一番理想的でございます。 ただ、現実はそうはいきません。 私は、住民の方々と対話をする中で、「総合支所が縮小され、たいへん不便になった」と、「寂しさを感じる」と、「総合支所はいつなくなるとな」と、「なくなったらいかんばい」というふうな話をいろいろ聞きます。 「合併せんほうがよかった」という話はたまには聞きますが、そういう話は少のうございます。 そこで、まず町長にお尋ねいたしますが。 町長は、各窓口に「町長へのたより」を置かれております。また、直接住民との対話する機会が非常に多かろうかと思いますが、特に三輪地区のほうでどのような相談、要望があつておるのか、まず、町長にお伺いいたします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 まず、私の三輪地区の高齢者の方々とのですね、親交の未熟さからでしょうか、あまり支所の運営について、意見をいただいたことはございません。 ただ、「どうなるとな」とか、その程度のことはですね、3、4人の方でしょうか、話はいただきましたけれども、意見を直接私に述べられたとか、そういったことはありませんでした。 総合支所の今後につきましては、今年の3月の議会で、内堀議員が、支所のあり方についての質問を受けております。趣旨は、めくば一るや他の施設で総合支所の機能は吸収できるのではと、合併効果を出すなりして方向性を出す時期に来ているんじゃないかと、そういった内容だったと思います。 そのとき私は、慣れ親しんだ役場庁舎の出入りが少なくなることは寂しさを覚えらるであろうと。という思いを持ちながらも、総合支所の跡がどのような活用であつたら住民の方に理解してもらえるか、議論を起こしていくという回答をさせていただいたと思います。このことの質問が強く、庁舎問題については、私に心に残っているところでございます。以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	内堀議員がですね、3月に質問されております。そのことも踏まえてまた言おうかと思っていたんですが、今、町長のほうから、今後そのことを議論していかなくちゃならないと、というようなことでの答弁がありました。 この庁舎が多分昭和41、2年に建設されたと思いますが、もうすでに43、4年経過をしております。耐震補強もできない、していないというような中での、この総合支所の施設なんですが。 この1階の部分だけを今利用されまして、住民課なり、それから上下水道、この3つの課が業務に携わっておられるわけでございます。 今後また考えていかなければならないということで、また、今のところまだ その判断というのは難しいと思いますが、その近隣にですね、やはり教育課なり、また生涯学習、福祉、こども課、点在しておるわけですね。 ですから、そこら辺りの整合性と言いますか、まで含めて将来を、私は考えていただかなくちゃならないんじゃないかならうかと。 やはり教育課あたりは本当に古い建物の中に、横の隅っこにあるとかいうことがありますわけです。 手柴町長はですね、そのときの答弁を思い出したわけですが、やはりめくば一るを中心にそういうふうな課を、またその整合性は考えていかなくてはならないんじゃないかと、というようなことまでお聞きしておったわけですが。

	そここのところですね、そこら辺の整合性について、どのようにまた考えが、今現在、まだ考えの段階ではあろうと思うんですが、そこまで含めてどのような考え方があるか、また、町長にお伺いします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 総合支所は、上下水道課、住民課等が執務をしているところでございます。 下水道事業は平成23年度に主要事業が完了いたします。また残務事業は残りますけれども、そういったことから、組織も再編が必要であるという認識でございます。いずれにいたしましても縮小の方向性であると。 このような状況を踏まえながら、私も先月、県内の合併した市町村長が一堂に集いましてですね、合併効果の研究会がございました。 そのときのテーマが「公共施設の余裕空間の利活用方策について」でございました。どこの市町村も合併して庁舎、校舎等の空きスペース利用が課題となっております。 そこに専門家の大学の教授もコーディネートしていただきまして、全国のそういった跡施設利用の事例紹介がございました。 目的外利用につきましては法律上の制約もございますけれども、知恵を絞って全国ではさまざまな利用がなされております。特に多かったのが図書館でございました。これは、うきは市とか糸島市もそういった検討がなされているようでございます。 それから他には、施設の一部にですね、役場の事務もしながら、隣には銀行がある、郵便局があると、そういった利用がなされておりました。それから、大学の研究センターが入ったとか、それから、ボランティアセンター、あるところではスーパーマーケットも入っておりました。職場の特性を生かした、特に議場についてはですね、非常にどこでも立派な施設でございます。そこは劇場として利用、あるいは、これはですね、非常に画期的だと思いましたが、大手運送業者のコールセンターでございました。まさにこの配置でですね、共に執務をやっていくと、非常に音響効果が優れているから、コールセンターには非常に適しているということだそうでございます。そのことによって、雇用が100人生まれたというようなこともございました。 このような事例を参考にしながら、より地域活性化という視点でですね、もう間違いなく新町は総合庁舎のところは1丁目1番地でございます。農協もございます。Aコープもございます。小学校もあります。まさに篠隈、新町が、やはり筑前町の中心地であることは間違いございません。 そういった方向から、役場の施設利用だけにとどまらず、広い視野を持って活性化を考えていくべきじゃないかと、私も、前回の内堀議員のときからいづらか考え方をですね、いづらか、こういった事例を聞きまして、考え方を少し変えたところでございます。 まだまだどこの市町村もですね、これは、全国的に事例がまれでございまして、もっともっと知恵を絞って、本当に地域のためになる施設を利用すべきではないかというのが、その合併した市町村長のお互いの意見の最終的な話の結論でございました。 ともすれば潰す、ともすれば売却という考え方が非常に強くございますけれども、活用という視点で考える。と同時に、そのコールセンターをやっているところは使用料を取るわけです。銀行にとっても使用料を貰うわけです。そういったことで維持費をねん出していくということ。役場だけが使うんじゃないという発想、そういった諸々を考えながら、そういった提案もしながら、ぜひ私は委員会を立ち上げてですね、議論を起こして、そしてその中で方向性を決めさせていただけたらと、そのように考えるところでございます。以上でございます。

議 長	川上議員
川上議員	今、詳しく町長のほうから答弁をいただいたわけですが。 場合によっては、やはり民間にもう任せるといような方策もあるというようにことで、ちょっと理解をしたわけですが。 確かに今申しましたように、総合支所、もういつまでこのままで使用できるかというのはですね、たいへん無理があるかなとは思いますが。 ただ、これは4, 500㎡ばかりですね、土地があるわけですが。町長も1丁目1番地と言われたわけですが、私も今使用されております3つの課なりが、複合施設とのいろんな形で統合できればですね、不用になると。 本当に2階は、昔の議場は何も使っていないと。私も2階に上がったことはないんですが、そういう施設でございます。 そのような時期を迎えますとですね、将来的にはもうこれを売却ということもあるということでしょうか。再度伺います。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 多くの選択肢の1つになるかもしれません。しかし、やはり私は、あの1丁目1番地をですね、やはり行政主導型で活用を考えるのが、よりいい方策が生まれてくるのではないかと思うところでございます。 また交通の要所でもございます。今ですね、386号の整備がなされておりますし、新町というのは非常に交通の要所になっていくことは、将来見えております。 そういったことも含めまして、バスセンター的な意味合いだって考えられることでございますし、そういったときにおいては、改めて町が買収しなければならないということも起こりうるかもしれません。 ということまで先を見通しながら、そして住民の方々の気持ちを十分大事にしながら決めていくことが大事だと思っております。以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	確かに総合支所をなくしてはならないという方もおられますし、いや、もうあそこは解体して民間に売ったほうがいいんじゃないかという方もほんとおられるわけですね。 そういう方はですね、逆に言われるんですが、「あそこに高層マンションを建てれば住民がばさる増えるぞ」といような方もおられるわけですね。 本当に、あそこがそういうものを建てていいのかということについては、私もちょっとまだ何も考えてないわけですが。 そういうふうなことでありますので、やはり今後住民の方々との意見交換も大事ですが、今後の委員会等の立ち上げというように、町長は言われております。やはりいい方向のですね、やっぱり財産の運用については考えていかなくちやならんと思いますので、よろしくお願いいたします。 合併によってですね、公共施設はそのまま筑前町へ移管したわけですから、多くの施設が重複して存在をしておるわけでございます。 8月30日の全協のときにですね、財政課長のほうからいただきました財産に関する調書、僕もこれを初めていただいて、こんなにあるのかということでもびっくりしたわけですが。 財政課長、この公共用財産、大体いくつあるわけですか。これに数字が書いておけばよかったんですが、合併してどのくらい施設があるんでしょうか。もし分かれば教えてください。
議 長	財政課長

財政課長	たいへん申し訳ございません。数そのものは数えておりませんが、この前説明資料として申し上げました、こういう施設を入れておりますよというところを考えていただくと、大体数字は分かっているかなと思っております。以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	私もこれをざっとですね、福祉施設なり考えて、何百あるのかなというような形で考えておったわけです。 この中にですね、やはり高度成長期の建物、昭和56年の5月以前、耐震化にそぐわない施設というのがですね、やはり結構、30年以上経過した施設なんです、多くあるかと思いますが、また、町長のこの頃の課題で、今現在使われてない施設ですね、こういうものがあるのか、あったら幾つぐらいあるのか、質問いたします。
議 長	財政課長
財政課長	代表的な大きな施設だけで申し上げますけれども。 昭和40年代の建築が、先ほど話題になっておりました総合支所、それから、こども未来館ですね、それから、50年代建築が農業者トレーニングセンター、女性センター、公民館支館、美和みどり保育所、その辺が大体4、50年代の建築のようでございます。以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	その考え方については、最後にまたふれたいと思いますが。 それとですね、複合施設なんです、文化施設それから生涯学習施設、福祉施設等備えた複合施設が平成11年にめくばー三輪が完成をしました。確か、これは35億円をかけて出来上がったと聞いております。また、夜須地区におきましても、平成15年ですかね、28億円かけてコスモス施設ができた。合計で63億円かけて、1人、住民、今してみますと20数万円ですね、かかっていると。 このすばらしい複合施設が2つ存在するわけですが、これは、逃れられない事実でありまして、この施設の維持管理ですね、これによりまして、非常に今後の財政運営が厳しくなるんじゃないかということは、もう当然理解しますし、また、この新しい施設をどうのこうのすることもできないわけですが、まず、この2つの施設のための維持管理費、これについては課長、どのくらい今現在かかっているのか、お伺いいたします。
議 長	財政課長
財政課長	それぞれの維持管理費につきましては担当課から説明申し上げますけれども。 財政課として、この施設についてですね、代表的な施設については、今、公会計システムを導入しておりますので、来年度予算編成に間に合うようには、代表的な施設だけになると思いますけれども、施設のコスト計算書を作ってですね、やっぱり今後を見極めていく、1つの資料としてしながら、見極めていきたいというふうに考えておるところでございます。 概算、維持費については担当課から説明いたします。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 生涯学習課のほうで管理しております図書館それからホール関係、それと公民館支館について、維持管理費をお知らせしたいと思います。 まず、図書館ですが、図書館のコスモスのほうにあります図書館につきましては、22年度決算額で30,802千円でございます。これは、施設の管理費は、全体のコスモスプラザのほうで支出しておりますので、あくまでもソフト部分の管理費ということになるかと思います。

	それから、めくば一の図書館につきましては、31,302千円です。なお、こちらのめくば一の図書館につきましては、1つの館として管理しておりますので、今、申しあげました金額の中に、清掃とか警備とか空調施設、諸々の管理費というのが含まれて、約370万ほど含まれております。 次に、ホール関係ですが、コスモスプラザにありますふれあいホールにつきましては、先ほど申しあげましたように、全体的な光熱費等はですね、コスモスプラザ全体の管理費から支出しておりますので、うちのほうで管理しております舞台関係の設備の保守点検等の部分だけになりますけれども、1,808千円かかっております。 同じように、めくば一の町民ホールの舞台設備の保守点検につきましては、2,064千円ということでございます。 なお、公民館支館ですけれども、こちらのほうは5,847千円ということで、昨年度は水道の接続工事が940千円、それから、空調の修繕が628千円ほど含まれておりますので、少し例年よりは多い維持管理費になっておるところでございます。以上でございます。
議 長	福祉課長
福祉課長	それでは、福祉課のほうからは、めくばり館、それから敬老館の支出状況についてでございます。 平成22年度でいきますと、めくばり館の支出でございますけれども、9,621千円。ただ、今、生涯学習課長が申しあげましたように、その中には電気料金、上下水道料金とか、そういった部分は生涯学習課のほうで負担しておりますので、先ほど申しあげましたように、福祉課のほうから支出しておりますのが9,621千円ということでございます。 それから、敬老館でございますけれども、ここは敬老館の管理運営を社会福祉協議会に委託しております。その委託額につきましては、平成22年度で4,286千円ということでございます。 なお、ここにつきましては、灯油代とか光熱水費、電気料が主な部分ですけれども、それと上下水道の利用料金と、この館を運営するためにはいろんな委託業務がございます。それは含まれておりませんので、あくまでも社協に管理運営を委託した委託料ということで4,286千円支出したところでございます。以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	今、各課からの報告を受けますと、9千万を切るくらいの維持管理費のようでございます。年間120億と計算しますと、10%以下というような形で考えたわけですが。これが毎年、この経費は経常経費として続くわけですが。 ただ、これがやはり今後ですね、自治体でですね、行政でサービスしていくことが適当なのか、将来を考えればですね、やはり業務委託、公の施設の管理運営、それから、新たな社会資本整備、行政サービスとのアウトソーシングによるですね、やはり取り組みというのにも必要な今後の課題ではなかろうかと思うんですが。 今現在、やはり業務委託、指定管理制度等は取り組んでおられるわけですが、どのくらいですね、このアウトソーシング、業務委託等で今現在取り組みをされておるのか、分かればお知らせください。
議 長	財政課長
財政課長	集約をしたことはございませんけれども、実は第1次行政改革集中プランというのがございました。その中での成果として上がったものが、施設の維持管理はほとんどアウトソーシングですね、業者をお願いをしております。 それから、庁舎内では受付なり電話交換、公用車の運転、学校用務、道路の点検、維持補修。これは、維持補修はほんの一部でございますけれども。下水道のメーター

	検針、調査物の配布とか回収、給食調理、学童保育、そういうものがアウトソーシングをされております。 近年では、篠隈保育所の指定管理者ということが大きなものではないかなというふうに考えております。以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	今、課長のほうから、アウトソーシングの中で一番大きなものは、やはり篠隈保育所の指定管理というようなことですが、この保育所が、平成22年に指定管理者制度を利用されて、今、運営をされております。 このですね、今までの行政による運営と、この指定管理制度を利用した場合の費用対効果、このことにつきまして、どのように変わったのか、担当課長のほうにお伺いいたします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 篠隈保育所は21年度に保護者の不安をできるだけ最小のものにするようにということで、保育理念や行事なども含めて、1年をかけて引き継ぎを行いました。 22年度に指定管理者、社会福祉法人うらうめの里福祉会において管理運営がなされております。 どの家にもありますように、警備の苦情などがありますものの、健全に保育運営がなされているものと思っています。 費用対効果でございますが、指定管理の大きな効果は、公立から民間に移管することで、不安を抱く保護者に対しての不安を緩和することにもありました。経費につきましては、22年の決算書でお示ししていますように、22年度の篠隈保育所指定管理委託料として116,385,248円の委託料を払っております。 21年度は指定管理前の篠隈保育所費として122,101,025円、それから指定管理に引き継ぎますときの保育士の派遣の委託料としまして、13,994,444円で、計136,095,469円でしたので、単純に今年の決算額と比較をいたしますと、19,710,221円というふうな減額になっております。 保育所の運営がですね、児童の増減とか年齢の構成とか、いろんな条件によって人件費とか教材費などの増減がございまして、21年度と22年度の入所児童も、22年度より篠隈保育所の定数を120から130人に増やしておりまして、延べ人数からしましても、21年度は1,706人で、22年度が1,776人で60人余りの増員になっております。 また、0歳児の受け入れ数などの増加もありますので、それ以上の費用対効果があったものと考えております。以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	今、回答をいただきまして、1年かけてですね、保護者の方々の不安を解消したと。そして22年度に指定管理へ移行されたわけですが。金額的にも多くの費用対効果が出ておりますし、また、保育所の家族の方々も非常に安心されて預けられておるということで、すばらしいやはり効果が出ておるというふうに、私も感じます。 そういうわけで、今後はですね、こういう取り組みをぜひできるものは多くしていただきたいということを考えておるわけですが。 実は、昨年の決算委員会でですね、担当課長のほうからスクラップも含めたというようなことで回答をいただいております。 ただ、ここを見ますと、まだスクラップまではですね、まだここに何もかも出てないわけですが、今後の方向性は多分そういうことが必要になるかと思えます。 今、検討中かもしれませんが、今、本当に空きのですね、やはり施設等もあるわけ

	ですから、そこまで含めてですね、今後、24年度からの考え方を、再度担当課長にお伺いいたします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 確か昨年の決算委員会で、スクラップを含めたアウトソーシングで取り組むことが必要であるというようなことを、私は申し上げておりますけれども、あくまで財政主管課という立場から、財政の面からだけの考え方でございますけれども。 そのことを含めて、平成23年度の当初予算編成方針、予算の概要の中にも入れておりましたけれども、特に力説をしておりますのが、自立し持続的に本町を運営していくために、厳しい財政上にはあるものの、身の丈に合った限られた財源の中で、住民目線で物事を見、感じ、考え、動くことが重要かつ必要である。改めて事業の必要性、事業効果、緊急性、後年度負担などを十分に検証し、事業のビルドアンドスクラップ、今まではスクラップアンドビルドということで表現しておりましたけれども、あえてビルドアンドスクラップ、PDCA、事業の優先順位づけを確実に実施し、全職員で取り組むという形でですね、方針転機をして、23年度当初予算編成をやったわけでございますけど、残念ながら、スクラップの分がなかなか見えてこなかったということでございます。 この方針については、引き続き財政の立場からはですね、当然申し上げていきたいというふうに考えております。以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	初め申しましたように、合併して6年と6カ月が経過しておりますし、合併して住民福祉のためにですね、多くの事業に取り組んでおられます。 上下水道、道路は別といたしまして、やはりオンリーワン事業なり、教育施設、町営住宅、いろんな新町計画に基づいて、このような取り組みをされておるわけですが。 ただ、それと同時に、今申しましたように、合併して重複した施設はそのままと。それだけ資産が増えております。 これが民間企業であれば、それだけの施設をつくればやはり固定資産税はどんどん増えていくわけですね。そんな状態の中で、本当にこれで住民サービスができるのかと。 やはり申しましたように、ビルドアンドスクラップと今言われましたが、そういうものもやはり考えていって、やはり要るものは要る、要らないものは処分するというような方向性をですね、ぜひ今後検討していかなければ、お願いしなければですね、これは、確かに財政上非常にひっ迫した問題が起きるんじゃないかなろうかと思います。 これはですね、平成18年の3月ですから、うちよりも1年後に合併された自治体なんですけど、公共施設の在り方に関する基本計画、はっきり2年後に出されております。これは、100ページにわたってですね、作り上げておられます。 基本方針の位置づけ、それから今の現状、それから基本的な考え方、見直しの視点と、それから見直しの方針、これは利用料まで含めてですね、80ページにわたって一応考え方を示されております。 やはりもう7年目を迎えておるわけですから、やはりこういうふうなですね、施設のあり方というのをやはり検討委員会等を早急に立ち上げられてですね、やはりこういう基本方針を私は作るべきと考えるわけですが、その考え方について、町長にお伺いいたします。
議 長	町 長
町 長	お答えいたします。 本町でも平成21年10月20日付でですね、筑前町施設等合理化基準というもの

	を規定しております。その中に施設等の考え方について述べているところでございます。 これを再度検討して、内容等について問題があれば、また修正を加えるということが必要であろうかとも思います。以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	すみません。私も勉強不足で、それは知りませんでした。 ただ、これは、それに基づいていろんな検討はなされておるのでしょうか。再度お伺いします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 これに基づきまして、検討委員会のほうではですね、先ほどありました類似施設等々については、十分議論がされております。 その中で、例えばの例で申し上げますけれども、町民ホールについては、事前の努力として、ふれあいホールのホールスタッフを廃止して経費削減を行った。そして、本めくば一の町民ホールを主体的に利用していくというような方針を、検討委員会で検討していただいた結果、審議会にかけて、それはそれでやむを得ないだろうというようなところの結論もいただいております。 さらに支所の問題については議論をしましたけれども、結論が出ず仕舞いになっておるところもあります。 確かにたくさんの議論をしておりますけれども、なかなか、いろんなことですね、関係課としての考え方、検討委員会としての考え方、ギャップがある部分、埋めなければいけない溝、そういうものをたくさん残されながらですね、今日を迎えておるところでございます。 しかし、不用になった小規模の財産はですね、地元の理解を得ながら次々に処分をしてまいりたいというふうには考えておるところでございます。以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	そのように検討をなされておる。すばらしいことでございますが。 この基本方針はですね、私はホームページから開いたわけですね。 ですから、これだけ住民の方に知らしめた方針というのが、やはり自治体には準備されておるというようなことでございます。 ぜひ、そういうものを早く整理されて、住民の方に早く考え方をですね、私は示したほうがいいんじゃないかなろうかと思っておりますので、ぜひ今後の課題として取り組んでいただきたいと思います。 最後になりますが、平成の大合併の九州第1号が宗像市の合併でございました。 宗像市はですね、この頃8月に合併成果検証報告書というのをまとめておられます。無作為に18歳以上の3,000人の市民の方にアンケートを実施されておりますが、「合併してよかったですか」というアンケートの中でですね、宗像地域は28.7%がよかったと、玄海地域が32.5%、大島地域は7.4%というふうな結果が出ておるようでございます。もちろん大島地域は後で合併をされております。 そこでその結果ですね、宗像市といたしましては、大島地域の行政への不満が増していると考えられてですね、地域性を考慮したきめ細かなサービスの展開が今後必要であるというふうな考え方を、また持っておられるようでございます。 それともう1点がですね、「住民間の一体感が醸成されていますか」と、「きめ細かなサービスの展開が必要ですか」ということで質問されております。 ですから、これはですね、住民の方と職員の方、議員さんに聞かれております。 それで、今言いました、一体感の醸成が図られているかという問いにですね、市民

	の方は、「はい」が16.6%、「いいえ」が20.5%、職員の方なんですが、「醸成が図られてます」と、「はい」が20.2%、「いいえ」は26.1%、議員はどうかと申しますと、「はい」が15.8%、「いいえ」が21%ということですね、住民の方、職員の方、議員の方がですね、まだその醸成は図られてないということで、これについても、まだ一体感には時間がかかるんだな、というふうな判断をまとめられておるようでございます。 このようなことをですね、この町もぜひこういうふうなアンケートを通じてですね、住民の方がどのように考えておられるのか。そして、それによって町の方向性を、また確定するようなことも出て来ると思うんですが。 町長にお伺いいたします。 このようなアンケート、ぜひ僕は必要と思うんですが、どのようにお考えでしょうか、お伺いします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 住民の一体感の意識調査だけではなくて、やはり合併検証というのは、私は重要だと思っております。これは、国策として進められた経緯もございます。 したがって、町にとって合併はどうだったのかということですね、検証してみる必要は大いにあるかと思っております。果たして財政効果は出たのかと、合併によって専門性がより高まったのかと、そういった専門的な検証も大いに必要だと思っております。 もちろん住民が基本でございますので、意識はですね、どうやったら醸成されていくのかということも知り得る必要があるとは考えます。 先ほど公共施設等で質問されておりましたけれども、今、公共施設のあり方等について、法律改正の検討がなされております。 合併しまして、先ほど言いました余裕空間が非常にできたから、それを活用する方策の法律の整備だろうと、私は認識しております。 そういったことも踏まえながら、今後公共施設は考えていくべきだろうと、そのようにも考えております。 言われましたことを十分検討して、方策については検討していきたいと思います。
議 長	川上議員
川上議員	やはり双方の町が合併して7年目を迎えておるわけですが、やはりこの一体感の醸成ということで質問しますと、住民の方は「まだまだ」というのが、私はほとんどの方じゃないかなという判断をします。 そこで、町長も8月にはほとんどの夏祭りに行かれたと思います。私も地域なり近所の施設等の夏祭りに行ったんですが、そのときに盆踊りがありますね。朝倉苑の盆踊りを見たらですね、炭坑節と三輪音頭なんです。山隈区もですね、炭坑節は絶対出てきます。その後が三輪音頭なんです。そして山隈音頭。 ど〜んとかがし祭りのときにもですね、私、行って、あそこの舞踊の方たちの踊りを見てみますと、三輪音頭、その後夜須音頭というような形で、まだ音頭をですね、踊りをやはり今でも続けておられると。もう7年目を迎えるのに、やっぱり三輪音頭、夜須音頭がいいのかな、ということをおもひながらですね。 やはりここで、一体感の醸成を考えるならば、私は、それは筑前町史も大事です。しかし、ここらあたりですね、筑前音頭をひとつ作ると。これもですね、私は一体感の醸成を深めるためにはいい手段じゃないかなと。 また、歌もありましたね。確か三輪のテーマ曲は夢紀行か何か、佐藤宗則の夢なんとかいうのがあったんですよ。夢気球ですかね。それから夜須もあったと思います。

	やっぱそのような、今がそういうふうな時期じゃないかなと。特に、この一体感の醸成というのは、やはり女性とお子さん、これが一番手段と言っちゃなんですが、やはりお願いすれば一番声が出て来るんじゃないかと。男は、なんが三輪かい、夜須かいということで、まだ酒飲んでわあーわあー言うくらいのことですからですね、どうかそういうことをぜひお願いしたいと思います。 そういうことで、これはもちろん答弁をいただくわけじゃないんですが、やはり合併いたしました7年を迎えるわけでございます。私たち議会もですね、そのための効果についてはですね、やはり執行部と一緒に考えていかないと考えておりますので、どうかそこら辺の、今、質問いたしましたところを再度検討されますことを期待いたしまして、私の質問を終わります。
議 長	これにて、川上康男議員までの一般質問を終結します。
散 会	
議 長	明日は、本日に引き続き、河内直子議員から一般質問を行います。 本日は、これにて散会します。お疲れ様でございました。 (1 5 : 0 3)